

第六十八回
国会

参議院社会労働委員会会議録第十一号

昭和四十七年四月二十五日(火曜日)

午前十時三十一分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

上田 稔君

補欠選任

岩本 政一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

中村 英男君

鹿島 俊雄君

高田 浩運君

大橋 和孝君

小平 芳平君

石本 茂君

岩本 政一君

上原 正吉君

川野辺 静君

橋本 繁蔵君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

柏原 ヤス君

高山 恒雄君

小笠原貞子君

斎藤 昇君

厚生大臣

厚生大臣官房審議官

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省医務局長

厚生省業務局長

松尾 正雄君

武藤瑞一郎君

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

事務局側

常任委員会専門員

加藤 威二君

松下 廉蔵君

戸澤 政方君

北川 力夫君

中村 一成君

中原 武夫君

本日

の会議に付した案件

○麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○社会保障制度等に関する調査(社会福祉行政に関する件)

○原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

上田稔君が委員を辞任され、その補欠として岩本政一君が選任をされました。

○委員長(中村英男君) 麻薬取締法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須原昭二君 沖繩が五月の十五日、本土復帰になります。その前提に立ちまして麻薬取締法の一部を改正する法律案が提案をされております。したがって、この法案に関連をして麻薬行政の諸事項について御質問をいたしたいと思います。

もうすでに御案内のとおり、内地における状態を振り返ってまいりますと、昭和三十七年だったと思いますが、ヘロイン横行時代というか、きわめて本土における麻薬事犯の多かったことを思い起こすわけです。しかしそれ以上の麻薬犯罪の頂点をしのぐ状態にいま沖繩があるわけでありまして、特に昭和四十五年の沖繩における麻薬に関する事犯を、厚生省のデータによりまして八十二件、百十六名の検挙となっておりまして、これはまさに氷山の一角であると言わざるを得ないので、特にこれに関連をして、最近厚生省は全国の麻薬事犯の調査をされておられると思うわけですが、昭和四十六年中に検挙されました不正事犯、麻薬事犯、こうしたものについてデータがあると思いますが、それはどうなっておりますか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) ただいまお尋ねの四十六年の麻薬関係の犯罪でございますが、最近まともなデータは送致件数は千二百九十四件でございます。送致人員は千四百八十八人でございます。いま四十五年の状況を先生お話になりましたけれども、四十五年と比較しますと、件数にしまして百四十五件の増加、人員は六十名ほど減っております。

○須原昭二君 厚生省では毎年ですね、麻薬取締まり行政の概要を発表されておりますね。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 毎年関係各省と連携をとりまして、概要を発表しております。

○須原昭二君 昭和四十六年における麻薬取締まり行政の概要について、もうすでに集約をされておられると思いますが、製本できておられると思いますが、その点はどうか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 現在、いま取りまとめ中でございます。近く公表したいと思っております。

○須原昭二君 取りまとめ中ではなくて、すでに

こういう製本ができています。積んであるんです。ただし聞くところによると、私たちが早くくればよかったらそれは、まず新聞記者に公表してからお渡しするということなことを聞いています。すでに製本ができていて、なぜ出さないんですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 私はまだ見ておりませんが、現在集計中でございます。あるいは印刷に回っているかと思いますが、現在数字その他を点検中でございます。

○須原昭二君 もうすでにこのように、こういう冊子になって積んであるものをわれわれ国会議員が出してくれと言っても、なかなか出してもらえない。これは直ちに資料としてわれわれのほうへ提供していただきたい。委員長、いかがですか、資料提出。

○委員長(中村英男君) いいですか、資料。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 数字の点検が終わりまして提出いたします。

○須原昭二君 数字の点検じゃなくて、もうすでにできちゃっている。できたものをせないのはおかしいじゃないですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 正誤を点検中でございます。それが済みまして提出いたします。

○須原昭二君 それはいつまでかかりですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 来週には提出できます。

○須原昭二君 いま法案が出ています。関連としてやはりこれは参考資料として来週まで待つわけにいきませんから、今晚徹夜をやってもいいから出してもらいたい。これは要望しておきます。

そこでですね、四十六年一月から十一月の末日であったと私は記憶をいたしておりますが、沖繩本島における接収された麻薬、これはほとんど空

港などで密輸のものを接収されたものだと思いますが、大麻が六十二キログラム、ヘロイン一キログラム、LSD、これはたくさんということになっておりますが、そのように沖縄本島でも統計がもう出てきておるわけです。少なくとも、すでに沖縄本島の中、沖縄県においては、多くの密輸もしくは米軍関係者によって沖縄に麻薬が入ってきているのです。接収されたのはほんとうに私はごくわずかと思うわけですが、そういう関係で沖縄県の中で潜在をしておる。これは推定であってもけっこうですが、どのくらい麻薬が沖縄に潜在をしておるのか、推定でいいですから概況を御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(武藤一朗君) 沖縄で押収いたしました数字は、四十六年の数字はヘロインにつきましては一キロ三百二十二グラム、LSDは千四百十七錠、大麻は六十八キロ五百九十一グラムというふうになっております。

ただ、いま先生が推定でもいいからどのくらいあるかというお話でございますが、その点は、ちょっと私どもとしてはどのくらいあるか、推定はつきかねております。もちろん、これはつかまえた数字でございますので、この数倍になるのか、あるいは二倍ぐらいになるのか、そこら辺のところはちょっと推定がいたしかねておるわけでございます。

○須原昭二君 じゃあ、沖縄の乱用者といいますが、麻薬を使ったと、そういう乱用者というのはどのくらいありますか。米軍関係者並びに沖縄県人、この二つに大別して御報告をお願いしたい。

○政府委員(武藤一朗君) 米軍の関係者がどのくらいいるかわかりませんが、私どもが昨年の十一月に担当官を短時日でございまして派遣をしまして、その間にいろいろ調査を行ないまして推定をいたしましたところ、これも確実な数字ではございませんけれども、少なくとも一回は麻薬の経験があるという人を含めると約五千人程度は一べんでも経験がある人があるんじゃないだろうか。これは大体基地関係を含めまして、いろいろ

る接客業をしておられます人のほぼ半分近くの人になるのではなからうかというふうに推定をしております。

○須原昭二君 米軍関係者について御報告はないんですが、私たちが聞いておる範囲では約一万人だといふふうにいわれておるんですね。それで、沖縄県人は大体いま御報告のあったように五千人くらい。この数字を本土と比べますと、一億人口の本土の麻薬使用者、乱用者といいますが、これが大体六千人だといわれております。沖縄県における人口約百万と計算をして五千人、それに米軍の関係者一万人を加えると実に一万五千人ですか、その密度は日本に比べると二百五十倍、まさにあの地方と日本の広い本土、これと比較をいたしますと、面積を考慮すると、おそろべき状態だと私は指摘せざるを得ないわけです。したがって、沖縄における麻薬事犯及び乱用者の実態をまず掌握することが最も基礎的な問題として重要な問題ではないか。したがって、系統的な調査というものがなされておるかどうか、その点について御答弁をお願いしたい。

○政府委員(武藤一朗君) 系統的な調査につきましては現地にもいろいろ問い合わせたり、あるいは当地に参りました者に聞き合わせましたけれどもなかなかつかめないもので、私どもが独自に判断をいたしました警察や厚生当局、それから捜査機関の一部のもの、米軍の捜査機関の一部の方等に短時間聞きまして、その集計といえますか、その推定の集計が五千名にのぼったということでございます。

○須原昭二君 私が言っているところは、人間をつかむということだけではなくて、そうした沖縄における麻薬事犯が多いので、どこから密輸されて、どういふふうなところに潜在をしておるか、そういうところを系統的に調査する必要がある。この調査の必要性については十二月の段階で、たしかあれは沖縄の特別委員会でしたか、ただいま系統的な調査をひとつ米軍あるいは現地の琉球政府等に依頼をしてやっておる、こう

いう報告を受けておるわけですが、その点はどうなっておるか。その結果について御報告願いたいと言っているのです。

○政府委員(武藤一朗君) そういうふうな意味の系統的な調査でございますが、それにつきましては沖縄における麻薬犯罪は従来沖縄に駐在しております米軍人あるいはいろいろな訪問をされる芸能人あるいは旅行者といふものが中心であったわけでございます。ところが最近、ここ四、五年は、あるいはそういうふうな接客的なグループを中心にして一般の沖縄の青少年の中にも拡大されてきているという、こういう憂慮すべき状況にあるというところでございます。それから内容としても、従来はどちらかというと大麻が非常に中心でございましたが、最近ではヘロイン、LSD等々のものもございまして。

それから、いわゆる密輸グループの問題は、従来は大体外国の民間人が中心でございましたけれども、これに沖縄人も参加して密輸グループがあるということが特筆すべき状況でございます。それから先生がいまお話しになりましたかと思えますが、南方、特に香港、バンコク等との往来が非常に便利になってきておりますので、そういう方面との密輸関係が非常にふえてきているというところでございます。それから麻薬使用によりまして、死亡者、あるいは入院者等も少数でございますけれども、出てまいりまして、いわば憂慮すべき状態も一部にはあらわれておるということが沖縄におきます麻薬関係の大体の実態になっておるようでございます。

○須原昭二君 いや、私がお伺いしたのはそういう内容でございますが、厚生省は現地の琉球政府あるいは米軍捜査機関、あるいはまた、その両機関の病院、診療所、保健所、こうしたものに調査を依頼をされたと聞いているのです。それは事実かどうかというのを尋ねておる。

○政府委員(武藤一朗君) 私どものほうの担当官を派遣する前に依頼をいたしまして、その結果

向こうに参りましたときにつかんできました状況がいま申しました人数、あるいはいま私がいつまで申しました概況の内容でございます。

○須原昭二君 いや、私のお尋ねいたしたのは沖縄における麻薬事犯あるいは乱用者の実態を掌握するために系統的な調査を実はいまやっているのだ、十二月の段階でしたか、こうおっしゃいました。そこで、それが一応、いま四月二十五日ですから、もうすでにほぼ統計的な調査の場合、一応十分か、内容はともかくとして、データが出てきていると私は予測しておたのです。その点が出ておるかどうか。大体二カ月ぐらい調査期間が必要だとさえ言われておたわけですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(武藤一朗君) 掌握件数につきましては先ほど私が申し上げました。

○須原昭二君 調査をやったかやらないかということですよ。内容じゃないです。

○政府委員(武藤一朗君) 調査を依頼しまして、調査をいたしました。

○須原昭二君 その二カ月間かかると言われて、どのように調査をされましたか。その調査方法ですが……

○政府委員(武藤一朗君) 厚生局の業務課に調査を依頼したわけでございます。あと業務課が警察当局と向こうの米軍当局と折衝したと思えます。

○須原昭二君 そこで、いま報告願った、ごく簡単な報告があったわけですが、それが一応その結論ということで承ってもいいですか。

○政府委員(武藤一朗君) 概要はもう少し数字的には申し上げるものがございまして、特徴はそういう私が先ほど申し上げたとおりでございます。

○須原昭二君 一応その調査の結果についてひとつ資料出していただきたいと思えます。これはまたお願いをいたします。

○委員長(中村英男君) よろしいですね。

○須原昭二君 ただ、問題は、まだわれわれ国政

の掌握下にはない沖縄のことですから、手にとるような調査はできないと私は思います。その点はよくわかります。しかし、これが、これから沖縄の麻薬行政を担当する厚生省としては、基礎的にそういうものを掌握しておかなければ完全な麻薬行政を担当することはできない。ですから、これは十二分に留意をして今後対処していただきたいと、かように思います。

そこで、時間の関係がございますから前へ進んでまいりますが、そういう沖縄に麻薬事犯なり、麻薬乱用者なり、あるいはまたいまお話のような密輸といいますが、そういうものを通じて、沖縄に多くの麻薬が潜在をいたしておる。こういう状態が生み出された原因というものはどこにあるのか。これが大きなやはりこれからの対策上必要な要点だと思います。したがって、こうした麻薬事犯、あるいは乱用者が多発している理由はどこにあるのか。厚生省はどのようにお感じになっておられますか。

○政府委員(武藤一郎君) 先ほど私は沖縄におきます乱用者の実態の特徴ということとを四、五点上げましたが、その中に尽きておると私は思います。

第一は、米軍の関係者が非常に多いこと、それから第二はそれに関係します接客業等のいわゆる業態がかなり非常に多く、かつまたいろいろの弊害を生んでいること、それから地理的に香港あるいはバンコク等の南方との距離的、あるいは台湾等々を含まして南方との距離が近く、かつまたそういう方面との外国人の往来が激しいこと、そういうことが主たる原因ではなからうかと、私は考えております。

○須原昭二君 まず、第一原因としては、やはりこれはベトナム戦争に大きな関係があること、こう私たちの立場からは指摘をせざるを得ないんです。特に戦場から出される米軍軍人、これがアメリカ本土から沖縄にやってきた。そういう関係の中に一つの原因がある。あるいはまたベトナム戦争から帰休した際に、御案内のとおり、ベトナムでも非常に麻薬が多いわけでありまして、これを持って帰る米兵、これに問題がある。それらを持っておるところの退役米人、米軍軍人ですね、退役米軍人、こうしたものにまず問題があるうかと思ふんですが、その点はどうですか。

○政府委員(武藤一郎君) 先生がおっしゃることは大半、私は的を得ていると思います。

○須原昭二君 それを通じて、いわゆるいま業務局長からおっしゃいました、これら米軍人が慰安のために飲薬をする地帯、いわゆる那覇とかコザだとか、いわゆる米軍人の出入りするバー、あるいはまたそこに働くホステス、ボーイ、あるいはまたバンドマン、これらに関係がある、あるいは売笑婦を通じての暴力団、こういうものがまず第二原因として浮び上がってくると思ふんですが、その点はどうお感じになりますか。

○政府委員(武藤一郎君) 私も、先ほど、その点につきましては、いわゆる接客業者の非常に多いこと、そういうグループのいわば乱用等が特徴であるということとを申し上げたが、申し上げましたとおりでございます。

○須原昭二君 そこで、そういうところから日本人の今度家庭の中へ入ってくる。とりわけ一般青少年にまで、家庭の中に入っている現実があるわけですが、したがって、こうした小さい青少年の皆さんに麻薬が手に渡っていくという経路というのはどのくらい把握をされておるのか、この点はどうですか。

○政府委員(武藤一郎君) 送致人員につきましては、員数を四十六年は九十三件と申し上げましたが、その中で年齢構成率を見ますと約三分の一は未成年者になっております。

○須原昭二君 この未成年者に対して、いま琉球政府等についてはどのような対策を講じておりますか。

○政府委員(武藤一郎君) おそらく警察当局が取り締まりの中心になっておりますので、そういう防犯活動を通じての指導と、それからあととは内地と同様社会教育なり教育委員会等の指導等が行

なわれていると思ひますけれども、なかなか、接客業等の家族あるいはその周辺ということになりますと、私はなかなか指導が徹底しないし、また不十分ではなからうかとかように推察をいたしております。

○須原昭二君 まあ、こういう事実を見て、いかに沖縄における麻薬問題が大きな問題であるかというところは御認識をせられると思うわけですが、そこでですね、麻薬が沖縄に入ってくるまでの経路、この問題について、いま香港、バンコク、南方方面と、こう御指摘があったのですが、この点以外に私は米本土から入ってくる分、あるいはまた南方の中に入りましても、ベトナム戦場から持ち帰ってくる分、これらのいろいろの方向があるうかと思ふんですが、この密輸の押取の経過からいってどの地帯が一番多くてどういう状態になっておるのか、その点をつかんでおられますか。

○政府委員(武藤一郎君) 東南アジアからの密輸あるいは搬入は当然先生がおっしゃいましたようにベトナムからの問題も私は含まれておると思ひますし、それから米國からの逆輸入的なものもあるいはあるうかと思ひます。残念ながら私のほうではその数字等につきましては詳細なデータがございません。

○須原昭二君 米軍施設下にあるわけですから、したがって実態をつかみにくいことは私たちも了承いたします。したがって、五月十五日以降、問題はどこからこの麻薬が入ってくるのか、経路をまずつかむことが対策上私は非常に大きな要件ではないかと思ひます。したがって、とりわけいま南方、とりわけベトナム等から入ってくる、持ち込みされる量が非常に多いと判断をいたしております。したがって、何といつても、この麻薬の多いという理由はですね、問題はアメリカとベトナムの戦争、そうして、沖縄に極東第一のアメリカの軍事基地、これがあるということが最も大きな原因ではないかと私は思うのですが、その点はどうお考えになっておりますか。この点は厚生

大臣にお尋ねしたい。

○国務大臣(斎藤昇君) まさしく須原委員のおっしゃるとおりだと私も観測をいたしております。

○須原昭二君 まあ、こういう点からも、やはり沖縄にアメリカの軍事基地、とりわけキーストーンといわれるような最大の基地があるというようないわゆる大きな原因であることを私たちは指摘をせざるを得ないし、平和的な島に返還をさせることを私たちは要求してきたのもここに問題があることを御認識をいただいておきたいと、かように存じます。

そこで、問題は、その米軍基地あるいは米軍帰休兵あるいはまたベトナムへかり出される米軍、こうした背景において沖縄に麻薬が多いと、こういうことではあります。したがって、その軍事基地、いわゆるアメリカ軍がおります軍事基地から麻薬が出てくる。基地の中にも私は潜在をしておるし、その介在に米兵があるわけでありまして、この基地から出てくる、基地関係者から出てくる麻薬をどのようにチェックをしているのか、あるいは今後、復帰後どのようにこれをチェックするように対処していられるのか、この点のお考えをまずお示しを願いたいと思ひます。

○政府委員(武藤一郎君) 現在は基地内につきましては米軍の捜査の専門当局がやっているわけでございます。もちろん日本当局との間に捜査の連絡会等が開かれておりますし、法律的には、同意を得れば日本の捜査当局も捜査ができる仕組みになっております。現在、そういう関係でございますが、復帰後は、さらに私どもの取締官事務所も参りますし、それから海上保安庁の取り締まり当局も沖縄に事務所ができる予定でございますので、そういうふうな強化された取り締まり機関と米軍との間にさらに緊密なる捜査会議等を設置して万遺憾なきを期したいと、かように考えております。

○須原昭二君 米軍の捜査機関はどこですか。

○政府委員(武藤一郎君) CID—通称CI

Dと呼んでおりまして、これは陸軍の憲兵司令部だと思ひます。

○須原昭二君 米軍のこの憲兵司令部ということになっておりますが、これは陸軍であつて、海軍、空軍についてはどのように捜査をされているのか、捜査機関はどうなつてゐるのか。

○政府委員(武藤一郎君) 現在、向こうの捜査機関と連絡をとつておりますのはC I Dでございますが、いま先生がお話しになりましたように、空軍あるいは海兵隊等にもそういう捜査当局がございますので、おそらく米軍としては、そちらのほうとの連絡をとつておるといふふうに私も、そのように推定しております。

○須原昭二君 琉球政府の取り締まり機関はどこですか。

○政府委員(武藤一郎君) 警察とそれから税関、それから厚生局に業務課というのがございまして、ここに三名の麻薬取締員が存在しております。

○須原昭二君 先ほど業務局長がおっしゃいました麻薬の取り締まり合同会議、これが一九七一年一月から合同会議が持たれてゐるわけですね。その合同会議の構成内容を調べてまいりますと、先ほどおっしゃいました琉球政府の厚生局の業務課、警察、税関、そして米陸軍憲兵司令部、すなわちC I D、この四つの機関が合同会議をいたしておるわけですね。私は、後ほど指摘をいたしますが、昨年七月でしたか、岩国に海兵隊の空軍ですね、空軍の飛行機の羽の下に麻薬を隠して、そして沖縄から岩国へ飛来をしてくいてゐるわけですね。したがつて、陸軍だけがこの捜査をしたつてだめなんです、完全ではないわけなんです。海軍も空軍もこの合同会議の中へ入れるべきだと私は思ふんですが、その点はどうなつてゐますか。

○政府委員(武藤一郎君) いまの先生の御設例の岩国の問題でありますが、これは岩国にありまして米軍の税関が発見いたしました、岩国の警察署に引き継いだ事件でございます。やはり、いま先生御指摘のように、それぞれの米軍関係でも部隊

がございまして、やはり一応こちらが中心となつております。向こうの連絡機関によく関係部局との連絡をしてもらうということが重点でございますし、それから岩国の例にありますが、まず税関といたしまして、そういう外からの搬入につきましても捜査当局が第一義的に厳重に捜査、監視をするということが必要ではなからうかと、かように考えております。

○須原昭二君 その合同会議は先ほど申し上げましたように一九七一年一月から麻薬対策会議が開催されております。したがつて、そのまづ構成の段階で、米軍の陸軍だけが入つておつて、海軍、空軍が入つていないところに一つの問題点が私はあると思う。いま一つは民政下にありますから、琉球政府が指導者になつて、指導的な立場で会議を招集しておるのか、あるいはまた米軍が指導的な立場に立つて会議を招集しておるのか、運営をしておるのか、この点は民政下でありますから、もう予想がつきます。これが五月十五日、日本に復帰になつてから、本土に復帰になつてからどういふ形で運営されていくのか、ここに問題点が一つあると思ひます。その点はどう対処されるかとされますか。

○政府委員(武藤一郎君) 内地におきましては、いま沖縄では陸軍だけの——形式的には陸軍だけとの連絡しかとれていないんじゃないかという御指摘でございますが、内地におきましては空軍、あるいは海兵隊とも連絡をとつてやっております。したがつて、復帰後は私どもの事務所もできますので、少なくとも内地と同様各連絡機関を網羅して合同会議をやりたい、そのように考えております。

○須原昭二君 その合同会議は昨年の一月から一年四月を経過しておるわけですが、この合同会議がいつどこで、そして今日まで何回開かれたのか、この点つかんでおられますか、会議の実績ですね。

○政府委員(武藤一郎君) 合同会議は四十六年一月、つまり昨年の一月から開かれておるよう

でございます。回数等は不明でございます。それから捜査班等も警察とC I Dとの間で具体的に共同捜査班ができておりますが、これは七一年、つまり昨年の七月から合同捜査班が警察との間にできておるようでございます。回数等も不明でございます。そのほか実績は出ております。

○須原昭二君 現地の報告を聞きますと、この合同会議というのは形式的で、やはりアメリカ軍が指導的な立場に立つておるものですか、なかなかうまくいっておらない感じの報告がございまして、したがつて、今度わが日本の国政下になるわけですから、当然厚生省が中心になつてこれは強力に私は進めなければならぬと思ひます。特に麻薬事犯が多い、麻薬の密輸が多い、乱用者が多いということ、形式的に合同会議が持たれておる。これは名前だけである、名前だけではないかというふうな声さもあるわけですから、その点は今後留意をしていただきたいと思ひます。

さらに軍民合同捜査班というのが昨年七月持たれております。そこで、軍民合同捜査班というのはたしか琉球警察官が五名、そしてアメリカの陸軍の憲兵司令部から捜査官が十五名、二十名で捜査が行なわれておるといふ報告を受けておるわけですが、今日までどれだけの効果、立件、事件の数、そして検挙人員であるのか、これをひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(武藤一郎君) ただいまのお話の捜査班が昨年七月から春れまでに検挙しました事犯は六十一件、六十八名でございます。

で、内訳は、沖縄人が十九人、それから軍人軍属三十一人、外国の民間人が十八名。押収量は、L S D が千二百錠、ヘロインは千グラム、大麻は六万七千グラムでございます。

○須原昭二君 それからもう一つ、基地の中にあるのはアメリカ軍が直接やっておると思ふのですが、問題は、基地へいかにして入れないかということがまず先決だと思ふのです、日本の政府としては、したがつて、麻薬の基地内搬入防止が私は先決であると思ふのですが、今後これをどのよう

にチェックをできるのか、きつめて方法はむずかしいと思ふのですが、ゲートなんかで調べるといふても、これはアメリカ兵が、アメリカ軍がやるわけですね。中へは入れられない手が及びません。したがつて、まず中へ入れないように考えなきゃならないのですが、その具体的な方法、こういうものについてどう検討されておりますか。

○政府委員(武藤一郎君) 基地の問題は、先生お話のように、非常にむずかしい問題でございますが、やはり直接的な問題につきましては、米軍の税関、それから捜査機関が中心となつてやつてもらうほかならぬと私は考えております。そのほか、一応民間経路のものにつきましては、現在でも沖縄に税関がございまして、このほか海上保安庁等も新しくできますし、私どもの事務所もできますので、まあ、そういうふうな、あるいは警察等、そういう麻薬の関係します捜査機関がよく連携をとつて厳重にやつていく。

それから基地内との連携は、そういう機関と米軍内の捜査機関が、単に、先ほど先生から御指摘になりましたように陸軍だけではなくて、空軍、海軍等も含めた合同連絡機関というふうなものをやはり有機的に、かつ強化の方向で運用していくということが必要ではなからうかと思ひます。

○須原昭二君 そこで、現在、沖縄本島には麻薬取締官は一名——たった一名です。それから沖縄の琉球政府が持つております麻薬取締員が二名、計三名で取り締まりに当たつてゐるわけですが、これでは医療機関の麻薬業務を取り調べるだけで精一ぱいだと思います。そんな外のこととは全然タッチができないのではないかと思ふのです。そこで今度は厚生省は、麻薬取締法の一部改正法律によつて定員を増加させようといふことなんです、その意図はよく私にはわかります。しかし、九州地区の麻薬取締官事務所沖繩支所というところの設置に伴つて、麻薬取締官の定数を十名増加をする、これが今度の一部改正の法律案の要旨、骨子です。この十名増加をすることになつておりますが、実際沖縄に配置をされる取締官はどれだけ

いますか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 現在、御審議中の法案は十名の増加になっておりますが、私どもとしては沖繩には十三名の配置計画をしたい、かように考えております。

○須原昭二君 沖繩に十三名行くんですね。そういたしますと、この三名はどこから持ってくるのですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 差額の三名は現在、内地から振りかえる、こういう予定でございます。

○須原昭二君 そうすると、後ほど沖繩と本土との関係についてその際にお尋ねをいたしますが、三名こちらから持っていくわけ、こちらのほうが定員三名減るわけですね。それと定員五割削減との関係はどうなるのですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 定員削減は例年何回かずつ行なわれておりますが、私どもはこの人数のほかに十二、三名の事務職員をかかえております。定員削減のほうはそちらでやって、いわゆる取締官のほうには及ばないように努力しております。

○須原昭二君 それは、努力をするということとは、一人が二人分の仕事をやるというふうに解釈していいのですか。それは非常に事務の、本人一人に対する大きな過重になるということになるのですね。その点はそうなんですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 事務職員が半分に減らされますと、一人で二人役でございますが、例年数名程度、本年は二名の予定でございますので、その分をほかのものが少しずつ肩がわりをするということになるかと思っております。

○須原昭二君 国内のほうでまたお尋ねをしますが、百六十名ですね。いま国内のほうは、そうすると、また三名減って、さらに定員の削減でやっという報告を受けておりますが、その点そうですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 取締官には、先ほど

申し上げましたように、定員削減のほうは、私どもはいたしておりません。事務職員でもっていわばかんべんしてもらっているわけでございます。結局、一般事務の合理化によってその点に対応しているわけでございます。できるだけ取締官は減らさないようにということで、現在までやってきております。

○須原昭二君 厚生大臣、これは麻薬の問題だけではなくして、いま日本の中でこの薬の問題について、きわめて大きな問題がたふさんあるわけですが、どうも政府は施策の軽重、ものの順序というものとは問わなくて、一律に五割削減をするというのですが、こういうことはおかしいと思うのです。特に厚生省における業務行政の中における定員というのは、いまこそ私はふやさなければならぬ段階にあると思うのです。それを削減をするというのは逆方向だと思ふのですが、その点はどう対処されますか。大臣から御答弁をいただきたい。

○国務大臣(斎藤昇君) おっしゃいますように、厚生省はどの局の仕事をとりまして、人を減らしていいという状況ではございません。しかしながら、一般に五割の削減という、これは各省を通じて総定員の中で減らすわけでありまして、そこで、減らす場合に、まず事務職員の能率を上げるという意味から、事務職員を減らす、そのかわりに新しくふやすところはふやすというようにいたします。全体といたしましては、厚生省の全体の定員と、今度削減をいたします数は、たしか計画として三割程度であって、五割に及んでいないということになってはいるわけでありまして、やはり仕事の緊要性というものをしながらやっているわけでございます。ただ、そういう原則があるものですから、新しくふやす場合にも、非常にむずかしいという実情がございますが、一般に役人が多過ぎるという、これにきたえるためには、やはりそういうことをやって、それからできるだけのいろいろな機械その他を入れることによって能率をあげていくということをやるのがやはり何と申しますか、一

般の世論にきたえるゆえんであろうかと、こう思っているわけでございます。

○須原昭二君 まあ、事務職員だけをその対象にしていられるということなんですが、結局は、たとえば麻薬というふうな事犯を告発する、その文書なんか事務職員が書くのです。これが定員が少なくなれば取締官がこれを自分で文書に作成しなければいけないわけですね。そのひまだけ取締官がおさなりになるわけなんです。したがって、これは相互関係がありますから、事務職員なら五割削減の対象になっていいんだと、こういうものの考え方は私は至当ではないと思う。したがって、この際厚生大臣、この薬の問題で、これほど国内でもさまざまな問題点から指摘をされ、あるいはまた、調査することや、行政に当たることすら、各方面にわたって人が足りないという現状を踏まえていただいて、大蔵省当局あるいはまた人事当局に強い姿勢でひとつ臨んでいただきたい、この点は要望申し上げておきたいと思ふます。

そこで、今度は入院措置の方法の問題です。いま沖繩で麻薬常習者に対する措置のあり方について、精神衛生法で措置入院をさせておられるわけですね。この精神衛生法による措置入院というのは非常に対策としては弱いと思うんです。本土では麻薬取締法で措置をいたしておる。したがって、復帰後、このような、本土と同じようにやられるかどうか、まず承っておきたいと思ふます。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 現在はいまお話のように精神衛生法による措置入院によってやっておりますが、復帰と同時に麻薬取締法が適用になりますので、それによりまず収容制度に切りかえたいと、かように考えております。

○須原昭二君 そのようにひとつお願いしたいというところ、もう一つは、この措置入院の施設が私は非常に不足をいたしておるんじゃないかと思ふんです。ですから、措置入院施設について、不足をいたしておる現実をとらえてどうこれに対処されるか、この点が問題点の一つです。いかがで

すか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 精神病院の実態につきましては、現在四百床あるようでございます。そのほか精神衛生法によります指定診療所としては七カ所があるようでございますが、問題は、麻薬の中傷患者につきましては、私どもとしましては現在、復帰と同時に、現在では四人ほど措置入院が行なわれておりますが、私どもは約十人程度、少なくとも十人程度のあれを必要だと思ひまして予算措置をやっているわけでございますが、あと、まあ精神病院のいわゆる精神障害者で措置入院をすべき者の実態が、私どもはちょっとここでつかんでおりませんけれども、それとの関係がございまして、麻薬自体に限ります限り、私どもが受けております報告では現在の精神病院をそのまま活用すれば何とかいけるのではないかと、まあ、こういうふうにご感じしております。

○須原昭二君 もう一つ、麻薬中毒者の相談員制度、これは本土のほうでは三十八年から実施をされております。その点について、沖繩において、どのような対策をされるかということなんですが、特に予算案を見ますと、麻薬中毒者の収容保護費、これは国庫負担がたしか二分の一だったと思うんですが、八十万円か八十五万円ですね、しか出ていないわけですが、この保護費で何人分ですか、これ。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 十人分の予定でございます。

○須原昭二君 まさにたった十人分と。こんな十人分ぐらいの予算組んでもこれはたいへんだと、実態を考えるとまさにこれは名前だけの保護費だと私は言わざるを得ない。機会を見て増額をされるなり、ひとつ御検討いただきたいと思ひます。で、沖繩の場合に相談員は何名配置させる予定ですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 相談員の関係の予算は、百二十万程度予算を組んでおります。これは二分の一補助でございます。内地の例によりますと大体少なくとも十五名は設置できるというふう

うに踏んでおります。

それから、なお先ほどの八十万で足りるかというお話でございますが、これは人数がふえれば当然義務支出になりますので、国庫負担を増加する必要がありますということでございます。

○須原昭二君 本土は何人ですか。

○政府委員(武藤一郎君) 二百八人だということに記憶しております。

○須原昭二君 そういたしますと、本土はそれだけたくさんの方がいて、実績を見ますと、五千四百三十五名の方を九千二百三十九回、四十四年度は観察指導を行なっているわけです。それだけの人間があるからこれだけできるわけですが、沖縄は先ほど御指摘があったように五千名くらいいるのですから、これをやはり観察指導するのに十八名で対処するということは、まさにこれまた名前ばかりではないか、この指摘せざるを得ないのですが、その点はどうお考えですか。

○政府委員(武藤一郎君) 内地の例もそうでございますが、相談員が主として担当いたします方は、入院をしたり、あるいは要入院に近いような方の、いわば重い方を主として相談しているわけでございます。一べん吸ったとか、いろいろ不良行為の途中で吸ったというような者につきましては、やはり取り締まりの強化、あるいはその他の指導等によってやりますので、十五、六人の相談員で五千人を全部ケアする、あるいは管理するということではございませんので、そのようにお考えをいただきたいと思ひます。

○須原昭二君 本土では二百何十人おって、そして六千人くらいの麻薬中毒者、こちらの沖縄のほうは十八人で多くの人を見なければならぬ、こういうところに大きな格差があるわけですね。したがって、これは沖縄県が自己、県費支出でやざるを得なくなると私は思ひます。したがって、これは沖縄県が積極的にやる場合には、二分の一の国庫負担でありますから、これをどんどん出すようにばくは対処されなければいけないと思ひます。その点厚生大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 沖縄の麻薬常習者が何人いるか、この五千人全部常習者であるかどうかという点もまだ十分把握をしていないようでございますが、復帰をいたし、施政権がこちらにまいりましたら、それらの点を的確につかみまして、そうして、実際、実情に即して必要な予算も増していくという考えをまずやらないと、まづ考えます。私は、考えますのに、沖縄では麻薬関係の事柄は、知事の職責のあらわれであるが、沖縄県政としては、私は麻薬と売春というものが内地の知事よりも特に意を用いてやらなければならぬことであるし、またそうであると思ひます。権限のあるなしにかかわらず、したがって、知事を中心にいたしまして麻薬と売春というものが、少なくとも内地程度になるように努力をしてみよう。それに要する金、援助等は惜しみなくやるという態勢でなければならぬ、そういうようにまたなるであろうと、またならしめたいと、かように考えておるわけでございます。

○須原昭二君 やはり百二十万、十八人程度の中毒者相談員では私は焼け石に水と言ったほうがいいんじゃないか。したがって、いま厚生大臣が前向きな答弁がございましたが、ひとつ沖縄県とよく御相談願って、自後援助額をどんどん高めていただくように特に要望して、時間の関係上、次にまいりたいと思ひます。

そこで、沖縄対策はこれからですが、五月十五日日本に帰ってくれば、本土に帰ってくれば、この沖縄と本土との自由往来がきわめて活発になるわけですね。そこで、一番私たちがおそれることは、幸いにして、厚生当局の努力によって本土の麻薬事犯は非常に少なくなっているわけですね。少なくなっているところで、自由往来になりますと、沖縄の麻薬が本土へ潜入してくる可能性はきわめて高いと言わなければならぬ。特に、われわれの表現で言うならば、本土の沖縄化というこ

がって、ここで、やはり本土——沖縄ルートによる——日本、本土へ入ってくるのを、いかにして本土で水ぎわで押えるか、防ぐか、ここに一つの大きな問題点があると思うわけです。したがって、潜入あるいはまた密輸のルートを考えますと、まづ一つは船だと思ひます。それからもう一つは航空機、これによる携帯搬入、これも一つは新たにLS Dなんかはきわめて簡単でございますから、たとえば郵便の小包によってこちらへ入ってくる可能性があると、こういう方法が私たちが予測ができると思うわけです。したがって、本土内における取締官を私は総動員をしなければならぬと思ひますが、その取締官をどのように考えられておりますか。

○政府委員(武藤一郎君) 沖縄が復帰いたしました沖繩からの交通の便で一番考えられますのは、空港では、いまおっしゃいましたように、私は、空港では、いまおっしゃいましたように、私もどもとしては羽田、大阪、福岡、鹿児島、それから港では、船で申しますと東京、大阪、神戸、鹿児島と、この四つの空港なり、港灣が一番接触が考えられるわけでございます。現在でも警察、税関、海上保安庁、その他と連絡をとっておりますが、特にこういう地域につきましては、従来あります合同協議会といふものが、捜査会議といふものが、そういうものを活発にすることが一つ。それから、それぞれの関係機関、これは厚生省も含めてでございますが、こういう地域につきましては重点的に取り締まりの人員なり、捜査の重点を移行するということが必要じゃなからうかと、かように考えております。

ちょっと先生が申されました郵便物の問題は、これは郵政省のほうの所管でございますけれども、非常に捜査が、郵便の検閲につきましては厳重な法律規制がございますので、なかなかむずかしいわけでございますが、これも、やはり捜査の過程でいろいろ疑わしいものにつきましては、法律にのっとって措置をするほかはないと、かように考えております。

○須原昭二君 この警察、税関、海上保安庁、郵

政、運輸、これらすべて一べん集めて、この対策をひとつぜひとも考えていただきたいと、かように思ひます。

さらに、昨年の十一月の初旬だったと思ひますが、全国業務課長会議ですか、これが開かれましたね。そのときに、初めて沖縄の、琉球政府の業務課長が出席をいたしました。私たちも、特異な現象でありますから、初めてのことで、関心を持ったのですが、そのときの会合の中で、沖縄の、琉球政府の業務課長は、もし復帰になったら一番まず困るのは鹿児島県であろう、こう指摘しているわけですね。海路でいうならば、先ほどお話しがございましたように、まず近くの鹿児島県、空路でいうならば鹿児島、福岡、大阪、羽田、まあ、このあたりはこうしたものが直接入ってくる経路である。その他海路でも、船でも大阪とか神戸とか、あるいはまた東京にも直接フェリーが入っておりますから、そういう関係で、こういう上陸をしてくる可能性のある水ぎわでいかに押えてしまふかということが非常に重要な問題点だと私は思ひます。したがって、この問題については、いま、これからでございますから、ひとつ対策を厳密にしていだいて、関係機関を動員をして、早急に対策を立てられる。もうすでに五月十五日、あと一カ月もないわけですから、その点を特に要望しておきたいと思ひます。

いま一つは、われわれ日本の国内だけで、日本人の間でやっておるだけでは私はまかりならぬと思ひます。先ほど御指摘いたしましたように、昨年の一月、沖縄本島から岩国へ飛ぶ米軍用機の翼の下に麻薬を隠して、そうして本土へ入ってくる、こういうことが新聞で伝えられているわけですね。したがって沖縄の米軍だけではなくて、こちらの在日米軍、あるいはまた、アメリカ大使館、こうしたものに連絡をとって、日本の主導性のもとにこの対策を講ずべきだと私は思ひます。その点はどうですか。

○政府委員(武藤一郎君) 現在でも米軍関係との連絡は相当緊密にやっておりますわけでございます

が、復帰後は、さらに現在以上の連絡をとって、嚴重にやっつけていきたいと私としては考えております。

○須原昭二君　そこで、これからの麻薬行政の中で、新しい傾向というのは、本土の中ではLSDをはじめとする幻覚剤あるいは覚せい剤、こういうものの事犯が多いと私たちは思っております。したがって幻覚剤に対する対策、覚せい剤に対する対策、こうしたものに対して厚生省はどういうふうな対策を講じられておりますか。

○政府委員(武藤一郎君)　幻覚剤と覚せい剤の問題でございますが、幻覚剤の問題は新しい問題として各国も悩んでおるわけでございます。私どもとしては、現在LSDにつきましては、麻薬取締法の中で麻薬に準じて指定をしまして、麻薬と同様の取り締まりをやっているわけでございます。そのほかの、まだつまり、密輸品として発見はされておきませんけれども、密輸その他の心配があるものにつきましては、現在、標準品あるいは構造確認等のできないもの、あるいは鑑定法が不確かなものもございまして、その点の研究を進めると同時に、広く申しますと、昨年の二月に国連で向精神剤に関する条約が採択されたわけでございますが、これに昨年の暮にわが国も署名をいたしました。批准の準備を始めておるわけでございますが、この向精神剤の範囲は、麻薬、LSDをはじめとして、いま先生御指摘の覚せい剤を含む、あるいは睡眠剤を含むということ、広い非常に重要なものを含んでおります。現在、いろいろの法律でそれぞれの対策がなされておるものもございまして、不十分なものもございまして、したがって、今後はこの向精神剤の条約の批准を目途として、こういういわば麻薬その他の薬剤についての新しい不正使用の傾向につきましても、総合的かつ強力な取り締まりをするために法律の改正等が必要ではないかということ、いま緊急に取り組んでおります。

○須原昭二君　向精神剤に関する条約、これは十二月の十二日でしたか、政府は署名をされましたが、この問題について批准をする。それでこれを発効させるためには何か批准国が四十カ国にならねと発効しないという話を聞いておりますが、その実態はどうなっておりますか。

○政府委員(武藤一郎君)　四十カ国が批准書を寄託した後に発効いたすことになっております。○須原昭二君　その批准をするにあたって政府はいつごろやられるつもりですか。厚生大臣。

○国務大臣(斎藤昇君)　なるべく早くいたしたいと思っておりますが、まあ二年ぐらひは必要とするのではないだろうか、かように考えます。まあ、諸外国の批准の状況も見ながらやっておりますが、わが国としては準備のできる限りすみやかに準備をして批准をしたいと思っております。

○須原昭二君　二年という長過ぎますから、十分にしろもらってもいいんじゃないかと思うんですがね。これはひとつ前向きで、特に、この沖縄を控えている日本の立場から言うならば、諸外国に先んじて私は批准をしていただきたい、こういうふうな要望したいと思っております。とりわけその条約の批准に伴ってかえってゆるくなる面とつきつくる面、きつくなるところはいいんですが、ゆるくなる条項が私はあると思うんです。そういう点はどうか。

○政府委員(武藤一郎君)　もちろん条約でございますので、条約に現行法を対置しますと、強い部分、弱い部分がいろいろあるわけでございまして、条約では、別に強い部分は問題ないというふうになっておりますので、私どもとしては、強い部分は現状どおり、弱い部分は条約まで引き上げるといつつもりで研究をいたしたいと、かように考えております。

○須原昭二君　まあ、ゆるいところも国内法でこれは処置はできますね。そういう考え方でしょ。

○政府委員(武藤一郎君)　これに關係します条約は、麻薬の關係を除いても大麻、覚せい剤、あへん法それから薬事法ということでございます。

○政府委員(武藤一郎君)　もちろんな条約でございますので、条約に現行法を対置しますと、強い部分、弱い部分がいろいろあるわけでございまして、条約では、別に強い部分は問題ないというふうになっておりますので、私どもとしては、強い部分は現状どおり、弱い部分は条約まで引き上げるといつつもりで研究をいたしたいと、かように考えております。

○須原昭二君　まあ、ゆるいところも国内法でこれは処置はできますね。そういう考え方でしょ。

○政府委員(武藤一郎君)　これに關係します条約は、麻薬の關係を除いても大麻、覚せい剤、あへん法それから薬事法というところでございます。

○政府委員(武藤一郎君)　もちろんな条約でございますので、条約に現行法を対置しますと、強い部分、弱い部分がいろいろあるわけでございまして、条約では、別に強い部分は問題ないというふうになっておりますので、私どもとしては、強い部分は現状どおり、弱い部分は条約まで引き上げるといつつもりで研究をいたしたいと、かように考えております。

○須原昭二君　まあ、ゆるいところも国内法でこれは処置はできますね。そういう考え方でしょ。

○政府委員(武藤一郎君)　これに關係します条約は、麻薬の關係を除いても大麻、覚せい剤、あへん法それから薬事法というところでございます。

したがって強くする場合にはこれらの法律を当然改正する必要があるということでございます。

○須原昭二君　どうして批准を早くしてくれということを私たちは要望するかといたしますと、国内だけあるいはまた沖縄だけで対策を講じておっても入ってくるのはその国から入ってくるわけです、したがって、わが国は早くこの批准をして、諸外国に協力を求めて、日本へ、沖縄へ入ってこないように対策を講ずることが必要だと思っております。そういうことから、この批准を厚生大臣、二年間とおっしゃいましたけれども、これは一刻も早く批准をして、そして、諸外国に認識を改めさせて、諸外国に協力を求めるような方法をぜひともひとつ考えていただきたいと思います。あらためてもう一ぺん大臣の所見を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(斎藤昇君)　来年の国会に全部、いま局長が申しました関係法案の改正ができるというようにまあいたしたいものだとも思っております。でございますが、若干いまだここで、来年は必ずやりますというところまで確信が持てないような感じがいたします。関係方面との手続等がございまして、まあ、私は非常に慎重な態度で二年以内というように申し上げたわけであります。

○須原昭二君　特にLSDをはじめとする幻覚剤による傾向というものは非常に強くなっているというわけですね。戦後、三十九年の本土内におけるピーク、いわゆるヘロインの使用、これはもう厚生省のほうがおっしゃっているように貧困からの逃避、そういうことからヘロインがたくさん使われたわけですね。しかし最近の高度に発達した繁栄社会の不安と緊張、今度はこれから離脱しようとする、いわゆる繁栄からの逃避と政府も言っておられますが、このことばが至言かどうかは別といたしまして、いわゆる大麻やLSDの幻覚系の麻薬が多く使用されておる。したがって、今度政府は何か二千万円ぐらい予算を組まれて幻覚剤の対策に投ぜられると伝えられておりますが、これは内容は何か。

○政府委員(武藤一郎君)　本年度、幻覚剤につきまして、初めて二千万円の予算を組んだわけでございまして、この品目はメスカリン、サイロシン、DMTという三つの幻覚剤につきまして、標準品の作成、それから構造確認、それから鑑定法の確立ということの研究費を組みまして、国立衛生試験所でこれをやりたい、かように考えております。

○須原昭二君　二千万円の額が至当かどうかは別といたしまして、先ほどの定員の問題もあり、国立衛生試験所ではさきほどの検体がいま運び込まれておるわけですね。そこで、またDMTとか、メスカリンとかサイロシンとか、そういうものをさらに持ち込んで、どれだけの期間でこれをやろうと考えられているんですか。

○政府委員(武藤一郎君)　これは四十七年度予算でございますので、四十七年度での予算の執行をはかりたいと、かように考えております。

○須原昭二君　本年度じゅうに行なうということになりますと、さきほどの検体がいま運び込まれて衛生試験所で検査をしているわけですね。したがって、定員問題が、人員の問題が国立衛生試験所におけるところのたいへんな問題だと私は思います。ただ、金だけ積めばものが検査できる、そういうものではないかと思うので、この点は、時間いまま委員長から要求されておりますから簡単にいたさざるを得ないんですが、ひとつ国立衛生試験所の定員の問題についても、厚生大臣はとくにお考えをいただいて対処されぬと、金は積んでも一年以内にこの仕事ができると思はれません。早急にやらなければならぬことなんです。どうぞ、その点を十分に考慮していただきたいと思います。

最後に、もう一つお尋ねをいたしておきたいと思っておりますが、覚せい剤の取り締まりについて、現在、覚せい剤の取り締まりについては麻薬取締官の任務、権限の中にない、警察なんです。警察というところはやはり薬学的に専門的にこれに對置することはできないわけで、検査した、これ

が覚せい剤であるのか幻覚剤であるのか、何であるのかということ判断をするにはやはり専門的な知識がなくては、これは適切じゃないと思うわけですが。したがって、覚せい剤の取り締まりについて、麻薬取締官にもやはり権限を与えるべきには必要があると思うので、そのためには麻薬取締法、さらにまた覚せい剤取締法、これを私は改正をする必要があると思うんですが、その点は大臣どうお考えになりますか。

○政府委員(武藤一朗君) これにつきましては先生から御指摘のとおりでありまして、私どもとしても、警察でもいろいろ関係犯罪との関係で強力に取り締めておられますけれども、私どもが所管しております麻薬、大麻等とも非常に捜査の場合には一緒に発見される場合が多いわけでございます。したがって、私どもの麻薬取締官のほうでも司法警察官が持てるように現在関係各省と折衝をしているわけでございまして、ぜひそうしたいというように考えております。

○須原昭二君 厚生大臣、どうですか。

○国務大臣(斎藤實君) ただいま業務局長が申し上げましたように、また、須原委員が指摘されましたように、やはり麻薬取締官にその司法権を持たせることが必要であると、そのように考えまして関係方面といま接衝をいたしております。

○須原昭二君 どうぞひとつ、これからの覚せい剤の取り締まり、国内においては幻覚剤、幻覚性の麻薬というものがどんだんびまんをするんじゃないかと私は思います。ぜひともひとつ、厚生大臣、幻覚剤の取り締まりを麻薬取締官にも与えるように早急に法改正をしていただきたい、提案をしていただきたい、かようにお願いをいたします。

まあ、時間を催促されておりますから、最後に申し上げておきますが、沖縄における現地の麻薬の取り締まりを適切にするということも大切ですが、いま一つは、本土の沖縄化ということばではございませんが、麻薬の面についてもその傾向というものが非常にわれわれは憂慮されるわけでは

す。したがって、幸いにして三十九年以降、本土内においては厚生省が一生懸命やって麻薬事犯が激減しているわけですが、これがまた沖縄と同じような状態になるようなことがあっては私はいへんだと思うわけでありまして。どうぞ各般の事犯にわたって御要望申し上げました点については、ひとつ前向きに積極的、国内にももちろん、当面アメリカの大使館あるいは米軍にも協力を求めて、わが国の指導性のもとに麻薬の取り締まりをやっていたらどうか心からお願いをして質問を終わりたいと思います。

○小平芳平君 簡単に質問いたしますが、今回の厚生省から出された麻薬取締法の一部を改正する法律案、この参考資料には、麻薬取締官事務所定員、それが百六十人、沖縄支所設置に伴う新增として十人、合計百七十人、こういう簡単なものが提出されているだけなんです。いま須原委員からいろいろ指摘された点を私がそう繰り返すまでもなく、きわめて大きな問題をかかえているわけですが、現実には、したがって、定員が十人ふえるんだというように厚生省の取り組みで、はたして十分な効果が期待できるかどうかということ、私は非常に危惧する一人であります。

初めに厚生省に伺いますが、本土と沖縄に分けてまして麻薬の入ってくるのはどこから入ってくるんですか、おまなところは。

○政府委員(武藤一朗君) 沖縄につきましては、先ほどお答えしましたように、香港、ベトナム、バンコク等が一番多いんじゃないか、つまり東南アジアが一番多いんじゃないかというふうなことを考えております。それから、内地におきましては、やはり羽田を中心とします横浜、つまり関東一円、それから大阪を中心とします関西一円、これもやはり南方あるいは米國等からも入ってくるんじゃないか、かように考えられます。

○小平芳平君 きわめてそういう事務的な答弁をしますけれども、要するに、麻薬は国内へ入ってくる前に情報キャッチし、国内の流通を事前に阻止しようというわけでしょう、取り組む姿勢と

しては。したがって、どこからそういう情報は、—そういう外国からの情報というのはいないんですか。

○政府委員(武藤一朗君) 関係の大使館から情報をとるようになっておりますけれども、そのほかやはり具体的に犯罪者をつかまえて、そういう取り調べの過程でいろいろな外国等の情報等がわかる場合が多いわけでございます。

○小平芳平君 その面の日本の国内に流れ込んでくる麻薬は、もう少し的確に、ベトナムとかアメリカ、韓国あるいはフランス、香港、タイ、そういうような具体的なものがあつたわけでしょう。そういうところでわりのあいだに、比較的簡単に麻薬が入手できる地域があつて、そこから情報をとる、そういう情報網が大事でしょう。

○政府委員(武藤一朗君) 四十五年度に調べました点では、いま先生がおっしゃいましたように、ものによりまして、大体分けますと、アヘンはベトナムや南アフリカ、それからヒロインは沖縄、香港、タイ、それからLSDは沖縄、米國、韓国、フランス、それから大麻はベトナム、米國、韓国、南ア、そのほか二十八カ国にわたっております。これは、いずれも大半は取り締まりを行ないました、その結果による大体の傾向状況でございます。

○小平芳平君 したがって、取り締まりの結果、そういう積み出し地がわかるので、そういうおまな送り出し地の情報を事前に取得する体制が望ましいでしょう。

○政府委員(武藤一朗君) やはり具体的にはそういう国々が判明しますれば、そういう地域から来訪する外人等につきまして入国の際に厳重にチェックするというのではなからうかと思っております。

○小平芳平君 厚生大臣、わが国の麻薬取り締まり行政は、先ほど須原委員も指摘しておられたように大成功をおさめておるんですね。それはどういふところに原因があつたか。大臣として、どういふ部門が、どういふ面においてわが国の麻薬取

り締まり行政が成功したかという点と、それからそれと比べて沖縄はあまりにも多いんですね、現実には。なぜ沖縄がそんなに多いと判断されますか。

○国務大臣(斎藤實君) 私は、わが国における麻薬取り締まりは一応成功しておる、こう言えますのは、やはりこれは全般的に国民全体が麻薬に対して、これはいかぬものだという意識が非常に高揚しておる、その線に沿って麻薬の専横の取締官あるいは警察も一生懸命を入れて、いまおっしゃいますように、いわゆる密輸組織の解明であるとか、あるいは密輸国から、怪しげなところから麻薬を買っているのではないかとということで、いろいろ税関であれをすとかいうように相当力を尽くしてまいりましたこと、そういうことであらうと、かように考えます。沖縄はどちらかといいますが、アメリカの施政権下にありましたから、そういう点では比較的ルーズであつたところ、こう言っている点では比較的思考です。ことに、あれだけの基地があつて、取り締まりをする面におきましても軍関係の連中が持ち込むということも相当多い、こう考えなければなりません。そういうようなことから、アメリカと日本とは非常に取扱いが異なる、これは、また麻薬の用いられておる状態において非常に格差ができておる、かように考えます。したがって、復歸いたしましたら、とにかく本土並みのやり方をやり、そうして、一日も早く本土並みにいたさなければならぬ、かように考えるわけでありまして。先ほど申しましたように、復歸いたしますれば、沖縄の施政権は果に移って、県の知事が今度は全部責任を政治的にも負うわけでありまして、したがって、沖縄といえは麻薬と売春、その不名誉をなくそうと努力を必ずするであらうと思ふます、これに對してもわれわれは協力をして麻薬取り締まりは厚生省のことではあるけれども、その実際の行なわれ方について、十分知事の沖縄をきいてほしいという意欲と即応しながらやってまいりたい、かように考えます。

○小平芳平君 大臣、沖縄の場合、アメリカ軍というものは軍事基地という特殊事情があったというところ、この麻薬の問題に関しては、どうも先ほど局長は、本土においては米軍と緊密な連携をとってやっていると、ふうに答弁をしておられますけれども、沖縄が復帰した場合に、ほんとうに緊密な連携をとり、そうして本土並みに早くできるかどうか、それが逆に先ほど来言われているように、今日、現在でも沖縄經由で本土に入ってきている麻薬が指摘されているわけですから、それが簡単に沖縄へ往復できるとなると、非常にそのことがもう差し迫っているわけです。したがって、そういう点においては、何ら米軍だからという主張する必要もなければ、当然の人間としての主張ですから、大臣にもっと強い姿勢で、この問題は簡単に取り組める問題じゃないので、もっと強い姿勢でアメリカ軍なり、あるいは国内関係では海上保安庁、税関その他、そういうものものももっとも強い協力体制を組んでいかなきゃならないと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 先ほど須原委員おっしゃいましたように、沖縄との交通が非常に便利になってくる。幸い陸続きでありますので、その点はまだまだ思いますが、しかしながら、いまおっしゃいますように、本土に流れてくるといふことは、いままでよりも、より多くなるおそれがある。これは麻薬に関心を持つ各機関すべてそう考えておられますから、したがって、そういう事柄に、これからの麻薬取り締まりは、一つは沖縄を一つ目当てにしないかならない。これは麻薬取り締まりに当たる者のすべての感じでございますから、そこで、われわれもそういうつもりで、各機関、協力をいたしまして取り締まりに完全を期したいと、かように考えます。

○委員長退席、理事鹿島俊雄君着席
○小平芳平君 そういう基本的な取り組みで先ほど指摘されたような人員、予算ですね。係官の人数、予算等についても、必要があればもっと繰り出していくということになりますか。

○政府委員(武藤崎一郎君) 先ほどからの御説明で、人員、予算等非常に少ないではないかということでございます。私もこれで十二分だといふふうには思っておりません。ただ、今度は復帰しまして十三名の定員を配置するわけでございますが、いまから状況によりましては、内地とのいわゆる一体化をはかって、状況に応じて係員の応援なり、増員なりをする必要があろうかというところも考えます。予算につきましても、やはり現在、琉球政府等を通じて、いろいろ状況を、資料をとって予算を組んでおるわけでございますが、こういう点も直轄といえますか、直接支所を設けて、いろいろ実態を把握しますれば、それに応じた体制ができるのではないかと、このこと、本年度の措置につきましては、復帰後のとりあえぬ措置であるといふふうに私は考えまして、今後実態に合致して強化をはかっていきたい、かように考えております。

○高山恒雄君 もう質問がありましたので、法の改正は非常に簡単ですが、内容は先ほどから各委員が言われるように重要な問題を含んでおる、こういうふうな考えをわけです。そこで、私は時間もございませぬから、ダブった質問は控えたいと思いますが、二、三、ひとつ質問をしておきたいと思います。

先ほどの報告、答弁にもございましたように、この内地の何倍という多い中毒患者が出ておる、こういう実態から見ても、先ほど言われました三分の一が未成年者であるというの、売春婦と見ていいの、それとも労働青少年もそういうものに該当しておるのかどうか、この点、ちょっとお聞きしたい。

○政府委員(武藤崎一郎君) 九十五人の送致人員のうち、未成年が三分の一、三十人と申し上げました。

○理事鹿島俊雄君退席、委員長着席
この男女別、あるいはどういふ具体的な人は、統計数字になっておりましたわかりませんが、私も、私も推測しますには、やはり一般の

いわゆる青少年、たとえば大麻等を吸ったり、そういうふうなものが大半ではなからうかと、かように考えております。

○高山恒雄君 そうでありますと、未成年者がそういうふうにあるという状態であれば、やはり教育面に対する問題が非常に重要かと考えるわけですね。当然これはまだ保護年齢でありますから、そういう面が、いままで米軍の進駐による事態から見ても、非常に抜けておったのではないかと、したがって、やはりそういう教育面に対する取り上げ方をこれは強力にやはりやるべきだ、こういうふうな考えをいたしますが、そういう面の検討もされておるのかどうか、お聞かせ願いたい。

○政府委員(武藤崎一郎君) 送致しましたものの三分の一が青少年、先ほどお答えしましたように、場合によっては、数千人のいわゆる麻薬に一度でも染まった人がいるわけでございます。そうしますと、その中でも相当の数が青少年の中にもいるのではないかと、これが容易に想像つくわけでございます。先ほど大臣から、内地につきましては麻薬の取り締まりの成功のお話もございましたけれども、私も、私も私どもとしましてはやはり一番大切なことは、取り締まりも大切でありますけれども、麻薬に對します正しい認識、啓蒙ということが必要でございます。十年たった現在でも、私どもとしては内地につきましては、毎年ブロックごとには麻薬の撲滅、啓蒙大会をやっておりますが、やはり一べん大体おさまりかけた場合にも、こういうことがいっても必要でございます。いま最盛期にあります沖縄につきましては、もっと強力にこういふ点、啓蒙運動をする必要があるというところでございますので、先生のいまおっしゃいました線に沿って、やはり啓蒙運動につきまして具体的な対策を立てる必要がある、かように考えております。

○高山恒雄君 それから今度の法案で、これは十名の増員ということをやっておられますが、先ほど申し上げた質問が出ておりますから、くどく私は申しませんが、大臣にお聞きしたいのです

が、厚生省のいろいろな資料を見ますと、特に衛生関係における研究その他が行なわれております、そういう意見を聞いても、部員の方の意見を総合しますと、政府がいつておる五%減、こういう問題は全く算術計算のやり方で、現地を一つも掌握をしてない、こういう声が高いのですよ。これは私は近代化された今日の社会において、基準だけをあてがって、十人のところに三%減していくという、これは半端です。それがために、職責上やはり監督をされる局長あり、課長ありするわけですね。したがって、理想的にどれだけの人員が減るか、事務的にどれだけの合理化ができるのか、あるいは簡素化ができるのか、こういう一つの基準なしに、五%減せというふうな行き方をしておることに私は矛盾があると思うのです。今度の場合も先ほどからいろいろ質問が出ておりますが、国内では三名減す、そうして沖縄を十三名にする、これも、まあどういふお考えでやっておられるのかわかりませんが、先ほどの御質問をお聞きになっても御承知のとおり、一体往來が自由になった場合に、日本の国内がこれだけいままでのあらゆる捜査その他が徹底して非常に減ってきたと、しかし沖縄との往來が自由になった場合、どうなるのかという心配、これはだれでもしますよ。そういう場合ですね、一体国内は減してもいいの、か悪いのかというような問題は、われわれしろうとが考えても非常に心配する一つであります。で、先ほど申しますように、あらゆる研究所の意見を聞いても、そういう算術計算で五%減せという、いやがおうでもそれを減さざるを得ない。これは、私はもう政府として、大臣として、一体百名のところに三%減す、あるいは五%減す、場合によっては一〇%減してもいいじゃないですか。そういう面を算術計算でなく、もっと現実を見ていただいて、やってみようという風にしなければ、私は合理化にもならなければ削減にもならぬと、一方じゃふやしていき、こういう事態がこの長年の政府の施策だと私は思うんです。こういう点をやっぱり改めて、現

実をもつと見る。そうして、局長のその権限でできる範囲内、課長の権限でできる範囲内、それを大臣が掌握して、どこでは何%、どこでは一〇%、こういう方法でやるべきだと思ひますが、大臣、そこを改めるべきだと私は思ふんですが、その点ひとつお聞きしておきたい。

○国務大臣(斎藤昇君) おっしゃいますとおり、これはもう一律にという、こういう考え方はございせん。やはり仕事の繁閑、それから能率のあげられるところ、そういうところは割合を多くするという方針でやっておりますので、まあ、それがまだ十分でないという点もなきにしもあらずと、かように考えますが、さらに、いまおっしゃいますような御意見を体しまして、これはもう私も、また厚生省の人事当局も念頭に入れたがらやっております。厚生省だけでは足りない場合には、よその省で持ってもらうというところまでいかなければならない、かように考えております。

○委員長(中村英男君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。それではこれより採決に入ります。

麻薬取締法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中村英男君) 御異議ないと認め、さよ

うに決定いたします。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の戦争犠牲者に対しましては、年金の支給をはじめ各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところであります。が、今回、これらの支給範囲の拡大、支給金額の引き上げなどを行なうことにより援護措置の一層の改善をはかることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金、配偶者にかかる扶養親族加給及び先順位遺族にかかる遺族年金等の額を恩給法に準じて増額することとしたしております。

改正の第二点は、準軍属にかかる障害年金等の額の改善でありまして、被徴用者等については、現行の軍人軍属にかかる額の九〇%相当額を軍人軍属にかかる額と同額に、その他の準軍属については、現行の八〇%相当額を九〇%相当額にそれぞれ引き上げることとしたしております。

改正の第三点は、準軍属に対する処遇の拡大でありまして、日華事変中に本邦等における勤務に従事中公務傷病にかつたもの陸海軍部内の有給の雇用人等を新たに準軍属の範囲に加え、障害年金、遺族給付金等を支給するとともに、満洲開拓青年義勇隊の隊員にかかる公務傷病の範囲を、現行の昭和十六年十二月八日以後の傷病から満洲開拓民に関する根本方策について閣議決定のあった昭和十四年十二月二十二日以後の傷病に拡大することとしたしております。

改正の第四点は、日華事変中に本邦等における勤務に関連した傷病により障害者となった軍人等に、公務傷病による障害年金等の額の七五%相当額の障害年金等を新たに支給することとしたして

おります。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正でありまして、留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることとするほか、未帰還者の死亡の事実が判明した場合に、その遺族に支給する葬祭料の額を増額することとしたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正でありまして、昭和十四年十二月二十二日から昭和十六年十二月七日までの間に公務傷病にかつた満洲開拓青年義勇隊の隊員及び日華事変中に本邦等における勤務に関連して傷病にかつた軍人等の障害者に新たに療養の給付等を行なうこととするほか、長期入院患者に支給する療養手当の月額及び療養の給付の受給者が死亡した場合にその遺族に支給する葬祭料の額を増額することとしたしております。

第四は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正でありまして、昭和十六年の関係法令の改正により、遺族年金、障害年金等を受けることとなった戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に、新たに特別給付金を支給することとしたしております。

第五は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正でありまして、昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、公務扶助料、遺族年金等の受給権者がなくなった戦没者等の遺族に、新たに特別弔慰金を支給することとしたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概略であります。この法律案については、衆議院において、葬祭料、療養手当及び葬祭費の額の改正規定並びに戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法の改正規定は昭和四十七年四月一日から施行することとなっているものを、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日にさかのぼって適用するとともに、これに伴う経過措置を規定す

る修正がなされております。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらむことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) 以上で趣旨説明は終わりました。

なお、本案は、ただいま大臣から説明がありましたが、衆議院において、お手元にお配りいたしましたように修正がなされております。

本案に対する本日の審査は、この程度といたします。

○委員長(中村英男君) 次に、食品衛生法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑希望者の発言は全部終了いたしましたので、他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認め

それではこれより採決に入ります。

食品衛生法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大橋和孝君 私は、各派を代表いたしました、ただいま可決されました食品衛生法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議案を提出いたします。案文は、

食品衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、改正後の食品衛生法の運用にあたり、次の各項の実現に努力すべきである。

一、食品行政の一元化と統一的な食品法の制定を指向して、当面、厚生省を中心に関係各省の緊密な協力体制を整備すること。

二、食品衛生に関する情報について、内外からの集取機構を拡充し、その行政面での活用をはかるとともに、国民への伝達ルート

の整備をはかること。とくに在外公館に厚生省関係のアタッシェを配置するよう努めること。

三、食品衛生法の運用にあつては、単に危害の防止のみならず、積極的に国民の健康の保護増進を図られるよう配慮すること。
なお、統一的な食品法を制定するときには、その旨を明確にするよう配慮すること。

四、食品事故にかかる被害者の救済が迅速になされる制度について、遅くとも一两年中に発足するよう検討すること。

五、食品添加物の安全性については、その時点における最高の科学的水準により常時点検を強化するとともに、食品添加物の使用は極力制限する方向で措置することとし、とりわけ諸外国で有害であることが実証された場合には、既に使用を認めたものについても、すみやかに、その使用を禁止する等必要な措置を講ずること。

六、カビ毒等の有害性物質および発がん性物質に関する研究を強化し、とくに発がん性物質についてはその疑いを生じた時点において適切な措置を講ずること。その他慢性毒性、相乗毒性の研究検査体制を強化すること。

七、新規に開発される化学的合成食品のみならず、放射線照射食品についてもその規制を強化すること。

八、乳幼児向け食品とくに離乳食品については、その安全性とともに栄養的要素も満足されるよう関連法規の運用をあわせ配慮すること。

九、国・地方公共団体の試験研究機関を拡充し、所要予算を増額するとともに、地方の経費に対し国庫補助など国の援助措置を行なうよう検討すること。また、検査に従事する専門職員および取締りにあたる食品衛生監視員の増員および処遇の改善に努めること。

十、民間の設置にかかる指定検査機関については、その中立的性格の確保にとくに留意すること。

十一、食品衛生調査会に一般消費者の意見も反映するよう配慮すること。
十二、当面のPCB汚染に対応するため、食品に関する安全基準を早急に設定するとともに、毒性その他人体に及ぼす影響についての調査研究を急ぎ国民の不安解消を図ること。なお、産業上使用される化学物質については、農業の場合と同様に、事前に専門機関においてその毒性等を検査し、その結果、厚生省が安全と認めた場合に限りその使用を認めることとする制度について検討すること。

以上でございます。
○委員長(中村英男君) ただいま大橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

大橋君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(中村英男君) 全会一致と認めます。よって、大橋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、斎藤厚生大臣から発言を求められております。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、政府といたしまして十分に尊重をいたし、御期待に沿うようにいたしたいと存じます。

○委員長(中村英男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(中村英男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後三時まで休憩いたします。

午後三時十五分開会

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○大橋和孝君 それじゃ、ちょっと社会福祉問題について二、三お尋ねをしてみたいと思います。

最近に非常に急速に進行する日本の高齢者層の増加率に際して、また一面では核家族化、高齢者雇用問題の促進の問題、あるいはまた老人クラブなどに見えますと、解決しなければならぬような問題は非常に山ほどたくさんあるわけでありまして、この老人問題に關しまして、私は二、三の点をいましばらくお尋ねをしたいと思っております。

まず、第一番目には、老人に対する所得保障に關する問題でありまして、これはいままでからも議論されておられると思いますが、私は、特に、この老齢福祉年金が今回三千三百円に上げられた、また厚生年金なども一万円クラスであるわけでありまして、こういう実態ではとても高齢者の生活保障というところは言えないという状態だと思っておりますが、ことに所得保障の目標と制度の統一のための基本理念というものを確立することが最も急務であるというようにいわれておりますときだけに、お年寄りの老後の生活保障について、特に政府の考え方とそれからその基本的な姿勢、そういうものについてお尋ねをしたいと思っております。

まず第一点では、いま申しましたような今回上げられました三千三百円という額で一体老人が生活できるとお考えになるでしょうか。そういう意味で、私はこの金額についてお尋ねをしてみたいと思っております。

○国務大臣(斎藤昇君) まず第一に、この福祉年金はこれは出発のときからそうでございますが、生活の保障としてこれで十分だということを出発しておるものでないことは御承知のとおりであります。もちろん生活保障としましてはいわゆる生活保護でございます。今日の福祉年金は生活保護の基準よりも低いという、それだけお考えになつてもわかると思っております。そういう意味で福祉年金は出発をいたしております。したがって、またた出生年金にしまして、これが生活保障だということではないと思っております、もちろんその助けにはなりますけれども。

そこで、これは一千元上げて三千三百円ということになりましたが、それにしましてあまりに低すぎる、やはりたばこ銭にも当たらないというのでは困るじゃないか、これは一般の声であり、ニードであらう、かように考えますので、したがって、私ももといたしましては次には最低五千円までは上げたい、こういうふうに考えておるわけなんです。いすれ、後ほど年金についての御審議があるのだからと思っておりますが、来年はそういうことも踏まえまして年金全体についてひとつ将来のあり方を十分検討したい、かように考えております。

○大橋和孝君 そういふふうな、厚生省の中で来年少くは年金という考え方を少し考えなければいかぬのじゃないかというところまで踏み切つていただいていることを聞いておるために、私はこの質問をしてみたいと考えるわけでありまして、きのうだったか、新聞にも出ておりましたが、厚生省のほうの発表では、この老人といいますが、比較的の老人の期に入つた、いわゆる五十歳から六十五、六歳までの間の自殺者が非常にふえておると、こういうふうなことも発表されておるわけでありまして、やはり最近、特にそういうふうなものが多い現状というの、私はこういうふうな老人が核家族化されているいまの老人に対するわりあいひややかな方向、こういうものにその原因があるのではないかと、こういうふうなことを考えますと、それはスタートはいま大臣のおっしゃる

も、政府のはうは特養ホームを進めておられますけれども、識者の間では、老人ホームとかナースィング・ホーム、ハーフウェイ・ハウスというような、医療と福祉の関連上できまかな各施設が必要だと、こういうふうにいわれておるわけでありま。特養ホームでは、医療と福祉も完全に保障されているとはまだなかなか言えないと思いますが、ことにナースィング・ホームのほうがよいというの、もう大方の意見の一致しているところでございます。こういう点につきましては、もう厚生省では十分お考えいただいているというふうには私は了解をいたしておりますが、ことに、こういう点について、今後のそういう方向に向かっての指導はいただけるものかどうか、この点について一つ伺っておきたいと思う。

それからもう一つ、このナースィング・ホームのよいところは、リハビリテーションの配慮を医師と有資格者の看護婦などの援助で受けることができるわけでありまして、患者の判断で、自活できるとなると外に出ていくところとあり、そこで死を待つような沈滞した施設ではなくして、非常にそこそこいろいろなリハビリテーションなり、看病を受けるなりして、非常に行き届いたものになるのが特徴だろうと思うわけだ。このためには、やっぱり患者が年金で生活できるということがまた前提になるわけだ、こういうふうなふうに思われるわけだから、その上で初めて専門的なサービスをしていくナースィング・ホームを今後、老人施設の中心にしていく、また、そういうものになっていくのではないかと、もうふうにも考えられるわけですが、こういう点も含めまして、やはり、こういう方向にいくためのいろいろなお考え方をちょっと伺っておきたいと思いま

す。

○国務大臣(斎藤昇) お考えには私も全面的に賛成でございます。その方向にいかんかならなと考えておりますが、具体的にどういうように何しておりますか、局長から答えさせます。

○政府委員(加藤威二君) 先生の御指摘のような

ナースィング・ホームというのにつきましては、私も、やはり今後の老人ホームの整備の方針をいたしましては特別養護老人ホームに重点を置いていく。しかも、御承知のように、本年度から老人医療の無料化という問題が取り上げられるわけでございます。そういう問題との関連におきましても、さらに特養につきましても、いま先生御指摘のような方向で検討する必要があるというところで、中央社会福祉審議会の中に老人福祉の専門分科会がございまして、そこでいま検討していただいております。私どもの考えをいたしましては、やはりこの特別養護老人ホームについて、もう少し、病院とまではいかないまでも看護面を厚くするという方向に持っていきたいと考えております。いま特別養護老人ホームにつきましても、百名収容の場合に看護婦が二人でございまして、こういう看護婦を相当大幅に増員いたしまして、そうしてナースィング・ホームみたいな形に持っていく。そういう方向で来年度予算の要求の場合には十分考えまして、できれば、そういう考え方を打ち出してまいりたいというぐあいに考えております。

○大橋和孝君 東京都あたりでは、だいぶ思い切ったそういう方向に進めていこうというふうなお話もあるやに聞いておりますけれども、こういうふうなことを進めていこうとすると、ずいぶん金がかかるだろうというふうに思っています。特に社会保障研究所の地主重美さんの試算なんかを、ちょっと私、見せてもらったわけですが、スウェーデン並みの病院をつくっていくというふうなことを考えますと、昭和四十五年度の日本で一兆一千億かかるというふうな試算をしていらっしゃるのを、ちょっと読ましてもらったことがございまして、建設費はそのうちで二千億くらい、維持費が九千億くらいかかるというふうなことが書いてございまして、しかも、その建設費の中には土地買収費なんかは入っていないというふうなことも書かれておったように記憶をいたします。この社会福祉施設緊急整備五カ年計画、こ

れは厚生省でお立てになっておりますが、この老人施設の整備に六百五十二億、ずいぶんいろいろとくめんをいただいておりますのでありますけれども、こういうことを考えますと、だいたい将来、ナースィング・ホームとまですぐいかなくても、これを改良的にやってもよろしいの、かなりお金がかかるのではないかと、これを考えますと、なかなかこれは、問題はたいへんむずかしいというふうなふうに感じられるわけでありまして、そこで私は、やっぱり老人対策の立ちおくれをどういう方向で今後やっていくか、先ほどちょっと総括的にお願いをいたしました、それと同じようなぐあいで、こういう老人対策に對しても強力な方向転換と申しますか、そういうふうなことをやっていたらだか、なかなかむずかしいと思っております。こういう意味でも、この特別養護老人ホーム、あるいはまた、この整備計画、そういうものの中で、ほんとうに基本的な、そういう方向を変えようという御決意をひとつ伺っておきたい、こういうふうに思っています。今後ともどんどんと特養を進めたいのだらうと思いたすけれども、この老人病院からナースィング・ホーム、ハーフウェイ・ハウスというふうな方向にするということになる、先ほどからも申し上げておるようにたいへんございまして、けれども、やっぱり将来は、こういうふうにしてもらわなければいかぬというふうに思われるわけですが、方向はやはりそういう方向でやっていただけるのか、そして、そういうことに對するいろいろなお金の面なんかもひとつ逐次やっていただけるのか、そういうこともひとつ伺っておきたいと思いま

す。

○政府委員(加藤威二君) いま先生のお話のように、たとえば老人病院をうんと整備していくというところになりますと、これは非常に膨大なお金がかかると思えます。私も、いま考えておりますのはそこまでは——これは社会局の所管の問題もございまして、私どももいたしましては、特別養護老人ホームにおいて、その中でもう少し看護婦さんを増員するというようなことでやる

ということにいたしますれば比較的経費もそうかからない。看護婦さんの増員ということに重点を置いて、もう少し看護体制を整備するということがとりあえずは進んでまいりたい。それが特別養護老人ホームからナースィング・ホームみたいな形に移っていく、そういうことを今度取り上げてみたいと思えます。老人専門の病院というところになりますと、これはなかなか経費もかかりますし、今後の問題でもあり、医務局でもいろいろ検討していると思えますけれども、社会局といたしましては、とりあえず、やはり特別養護老人ホームの少し考え方をえていく、看護に重点を置いていく、そういう方向に進んでまいりたいと思いま

す。

○大橋和孝君 方向を変えていただくということは、いまお聞きしたわけでありましたが、ただ、看護婦を少しふやすだけで、それで、いわゆる外国でやられているようなところに行くにはまだ大きな問題が、格差が出てくると思うのですが、そういうことで、老人の入られた方が非常にしあわせになるような考え方をすれば、もう少し飛躍的にやはり考え方の発想を転換するくらいの気持ちでやっていただかないと、こういうような施設はよくならない。先ほど申したようなことにもつながっていくと思えます。ですから、この問題に對しましては、先ほど申した生活保障的な、年金と同じようにある程度そういうふうな裏づけもありながら、しかもそこで看護なり、あるいはまた、リハビリテーションなり、いろいろなそうしたことが行なわれなければならぬと思いたすので、そういう体系で、少しいまいちのところをよくなるだけなくて、少し看護婦の要員をつけるというぐらいいじやなくて、もう少しほんとうにナース精神がみんなに行き届くような、病院とまではいかなくても、その中間で、かなり行き届いたような体制というものが必要ではないだろうかというふうな思いたすから、そういうことについては、いまのような生活保障とあわせて、そうした施設の考え方を根本的にひとつ考えておいてもらいたい、

こういうようなことを要望したいと思ひます。これもいまだておかないと、非常に今後の問題に響くと思ひますから、特に、そういうことをお願いしたいわけでありませう。

それから次に、公害の問題にちょっと移りたいと思ひますが、これは、非常にこれだけ日本列島が公害におかされていゝことであると思ひますから、これは大問題としていろいろな問題をかかへることになるわけでありませう、障害児とか障害者の問題についてもあわせて考えなければならせん。その中で有機水銀とか、大気汚染、PCB汚染の悪影響なんかで、これらの相乗作用と申しますか、だれも予測のできないようなところにいるいろいろな障害も出てきたりするわけでありませう、政府は、無害な農薬の開発とか、あるいはまた新しい物質の開拓とかいうものが生物学的に新しい物質が毒でないかどうか、こういうようなことを判断をするためには、少なくともこの世代を三代ぐらい考えないといけないという点も指摘されているわけでありませうから、障害児の発生予測と、それから発生予防ということに対しては非常に関心を持ってもらわなければならぬと思ひます。

で、東京の大学の白木教授あたりはこの公害の日本で三代、すなわちこの百年の間に数百万、数千万の規模で重複するところの障害児を生み出すであろうというようにも予測していらつしやるわけでありませう、それだけ重大な問題であるこの重複障害児対策、こういうようなものも国はあまりに軽んじていらつしやるのではないかと、いふにさへ思はれるくらいでありませう、たとへば東京都で医療三割、福祉七割という、こういうふうな将来の考え方も聞いておるわけでありませう、この障害児者の生活の場としては、やはり先進的な試みの施策が二つ、三つと、こう続いていく必要があると思ひます。こういう養護の施設は一人の利用者に月二十五万円もかかる、こういうふうなところが指摘されているわけでありませうけれども、日本の基準では大体これは四万円

くらいというふうなことになるわけでありませう、そういうようなことをいろいろ勘案してみますと、こうした重複障害児の施設は今後すべて国とかあるいはまた公のところでやってもならなれば、こういう施設を十分に利用するために金もかかることであると思ひますから、国でもやってもらわなければいかぬと思ひます。そういう点はどのように思ひたいのか。あるいはもう一つは、国の基準が四万円そこそこではなかなか施設がうまくいかないわけでありませう、二十五万かかるという驚くべき差があるわけでありませう、養護の施設については、厚生省は今後どういうような姿勢で、こういうような施設に対して取り組んでいただけるのか。都のいっている状態から比較しましても大きな開きがあるわけでありませう、いろいろな意味から考へて、こうしたものに対する考へ方を相当ひとつきびしく考へていただきたいと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○政府委員(松下廉蔵君) ただいまのお尋ねの、まず前段の障害児の発生防止対策でございませうが、環境汚染の問題、特に、最近取り上げられておりますPCBの問題、それから御指摘のような大気汚染によります公害の発生という問題があるわけでありませう。で、PCBにつきましても、現在までにたとへば大阪府で母乳に相当の汚染が発見された、あるいは高知県で人体の脂肪からかなり高い濃度のPCBが発見されたという報告がございませう。私も憂慮しておるところでございませうが、現在までのところ大阪のおかあさんの子供たちにつきましても精密検査を行ないました結果は、十五人とも異常が認められておりませう。高知の漁業者につきましても現在のところは同様でございませう、不幸中の幸いだと思ひます。ただ、もちろん御指摘のように慢性毒性は相当長期の観察を経なければならぬものでございませう、今後そういった環境衛生局、あるいは環境庁等とも御連絡いたしまして、食料の検査、あるいは食品中の基準、そういうものを設

けると同時に、特に、子供につきましても精密な観察を要しますので、チェックリストを作成いたしまして、今後そういう健康調査を続けていくというふうな方法によりましてトレースをいたしまして、少しでも障害の発生の徴が見えまして、らば十分な手当てを加へる。それから並行いたしまして、現在でも未知の部分が多過ぎるわけでありませう、研究を十分に進めまして、人体における中毒の機序、あるいは人体からの排出の方法、そういうことを早急に開発しなければならぬと思ひます。

それから先ほども申し上げました、これはいま御審議いただいております予算の中に新たに小児ぜんそくにつきましても治療研究費を計上いたしまして、そういうことによりまして、早期の発見、治療をはかりまして、できるだけ害を少なくする、早く元気な子供になれますように進めてまいりたいと思ひますが、そのように考へておる次第でございませう。

それから第二点の重度あるいは複合障害の障害児の施設の運営の問題でございませうが、現在特に御指摘の障害児、私どもの分類で申しますと、重症心身障害児という分類をいたしまして、重度の精神と重度の肢体不自由等が併合いたしました者を、特別な医療機関におきまして、いま御指摘のような医療と福祉との両面からのお世話をいたしておるところでございませう。で、これにつきましても、健康保険の医療費にさらに重症児の指導費というところで、その五五〇相当分を計上いたしまして、経費を出しておるところでございませう、お話がございました四万円余りという額は、おそろしく精神薄弱児施設等の一般の障害児の施設の額であらうと思ひますが、重症心身障害児の施設につきましても、これはいま申し上げましたような特段の経費を計上いたしておりまして、四十七年度の一人当たりの経費は十万四千五百円という額でございませう、一般の心身障害児施設に比べて二倍以上という額を計上いたしておるわけでありませう。国といたしまして、こ

いった、特に、念を入れましてお世話をしなければならぬ重症心身障害児の対策につきましても、国立療養所におきまして、重症心身障害児病床の整備を進めてまいりまして、四十六年度末現在では四千六百四十床が国立療養所に整備されております。で、地方公共団体のものを含めまして八千四百床でございまして、半分以上が国立であるという形になっております。ただ、こういった重症心身障害児の対策、これは前に御定めたいただきました心身障害者対策基本法の精神によりまして、国も地方公共団体も全国民がこの施策を進めなければならぬという立場に立ちまして、国といたしまして四十七年度も国立療養所に整備を予定しておりますが、同時に地方公共団体等にも呼びかけまして、できるだけ早くこの目標であります全体の重症心身障害児が収容できるような施設を整備いたしたい、そういうことで進めておる次第でございませう。

○大橋和孝君 いろいろようなお金のかかるものは、いまおっしゃる通りに相当国なり公共団体にやってもらわなければならぬ。また、しかも、半分弱ではあります、民間でも行なわれている、こういうことでございませうが、いま、私ちょっと例に申し上げたように、東京都で始めた重複している障害児に対して、結局は福祉のほうを七割にして医療のほうは三割にするというふうな形でやっています、非常にお金がかかるという発表しているわけでありませう。ですから、そういうふうなことをずっと計算をしてみますと、何か国の基準で、——いま国のほうでやっておられる、基準からいへば四万ぐらい、一方は二十五万というわけですから、大きな差がある。こういうふうなことが如実に現に指摘されているわけでありませうから、そういう点から言いますと、この国の基準というものをもう少し、こういう重症心身障害児に対してはもう少し、また、いまの発想転換といつては大げさかもしれませんが、いまだどの考へ方を持っていたかでないといふふうなものが根本的にほんとにしあわせになると

いう観点からは非常にまだ、ほど遠いままです。置かれるという形が心配されますので、私といたしましては、こういう時期にひとつ、こういうふうな非常に困っておられるような人たちに對しての国の基準なり、あるいはまたそういう施設に對する取り組みなり、こういうふうなものをやはり抜本的に、あるいはまた、いままでの考え以外に根本的な考え方を、そういう困っているかわいそうな人たちに焦点を合わせて、それをするために、少々金がかかってもこれは基準を考え直して、ほんとうにそういう人たちがしあわせになるような考え方をそこへ持っていかなきゃならぬのじゃないかと、これもいま申した年寄りの非常に重度の人といいますが、寝たきりのような特殊の養護を受けなきゃならぬような人、また子供さん方も障害者でもありませんけれども、その障害を受けている重度の人たちに、もう少しそういう人に対してやるような方式というものを施設のほうに對してしましても、あるいはまた、その後の運営に對してしましても一べん根本的に考えてもらわなきゃならぬ時代じゃないか、これもいま続けて並べてひとつお願いをしているところであります。

そういうことに對する将来のこういう展望というもの、この際ひとつやってももらわなきゃいかぬ時期だということで、私はこの問題を提起させていただいているわけでありますから、ひとつ、特に、そういう点を考えていただきたいと思ひます。以上、私が申しませんが、表面的に触れますような形でありましても、これもいまの話と同じように、非常に重大な転換をしてもらう時期だという意味で、特に考えていただきたい。それから、それに対して、もう少し、やはり私は、ここで具体的にどう考えていただけるか、もし、考えていただける範囲のものは、こういうふうなものはいくつかあるに、こういうふうなものが、最もいい方向で、それを受ける側に焦点を合わせてやる方法はどうか、こういうふうなことをひとつ、私は具体的に一べん話が聞きたいんです。いまの老人の問題もそうでしょうし、年金の問題もそうでしょうし、こういう問題もそうだろうと思ひます。

またあとから少しこういうところに働いていただいている方々の状態も申し上げたいと思ひますが、そういう点でひとつ何か発想転換をしてもいい、こういうことをお願いをしておく次第であります。これは、一べんあとからまた大臣にちょっと、こういうことに對してのいろいろな取り組みの方法をある時期までに示していただくようにお願いしたいと思ひます。いままでのこれを、そういう転換をしていったらこうなると、こういうふうなことをひとつ考えていただけて、それはこうですと、次の機会に何か示していただきたいというところをお願いしておきたいと思ひます。

それから、こういう福祉施設の労働者の問題に移らしていただきますけれども、昨年の九月に出されました「社会福祉施設における労働条件調査結果の概要」を見せてもらつてのお話であります。就業規則に關して五二・一％の施設が法に違反している。あるいはまた運用実情に關しては週五十四時間制が私立では二六％もある、しかも一日平均時間外労働時間が四時間を超える、こういうものも非常に多い。養護施設、精神薄弱児施設、こういうのが非常に目立って見える、あるいはまた定期昇給制度につきましても私立の施設の四施設に一施設がこの制度を持っていない。また労災保険にも五施設に一施設は入っていない。こういうような点を指摘されておつたように思ひますが、こうした現状は、私は労働の面からもたいへんな問題があらうと思ひます。これは労働省の方、おいで願つてないかと思ひますが、労働問題についてはちょっとあれだろうと思ひますが、どうかひとつ、厚生省のほうでもこういうような現状をまざまざと見ておつていただきたいと思ひますが、こういうような最低基準だとか職員員の配置が現状に合わないためだと、こういうふう

うに思ひますが、厚生大臣のほうではやっぱり具体的に何年がかりかで、こうした労働法違反とか、こういうものを是正していくような指導もしていただかなければならぬだろうと思ひます。こういう方法をどうしたらいいか、非常に大きな問題として残るでしょうから。実際は、何とかしてこういうことを解決するための具体的な各施設の指導というふうなものもひとつ十分考えていただきたい、こういうふうに思ふところであります。

それから次に、施設に働く人たちがいま一番問題にしているのは、腰痛症とか非常に何か問題があらうますが、これは日本医協あたりが医療福祉労働者の調査をいたしまして、いわゆる国立病院では六人に一人が腰痛症というふうなことも発表いたしました。民間の施設なんかでは、重症児を預かつているびわこ学園などで聞いてみると三人に一人が腰痛症になつていて、こういうようなことも言つておられるわけがあります。月の過半数を休まなければならぬような非常に重症な腰痛なんかが起つておられるというの報告されております。患者であるこの看護婦さんが患者を看護しておられるというふうなわけでおられるわけでありまして、まあ、この福祉施設は患者である労働者が利用者を置き置けるを得ないというふうなところまで追い込まれておられるわけですから、非常に私はたいへんな問題だと思ひます。ことに五十キロの保母さんが三十キロ、四十キロの利用者を持ち上げる毎日の業務というものを考えてみるときに、私は非常に不健全といひますか、こういう病気を起こさすような仕事のさまがあらうと見えるわけでありまして、そういう点を考えますと、やはり、こういう働いておられる人たちに對するほんとうの問題をこころでひとつ考えてもらわないといけな時期じゃないかと思ふに思ふわけでありまして、特に、こういう人たちの労働災害の認定とか、あるいはまた、こういう人たちの救う道というものがまだまだ確立をされておられませんから、厚生省ではやっぱりこの実態とか、そ

ういうものをひとつ十分に把握をしていただいて、時宜に合ったような形で、こういうもののなくなるような根本施策をしてもらう、やはりこれも必要な時期じゃないかと思ひます。腰痛症は二、三カ月も休めばある程度痛みは薄れますけれども、同じような状態であれば、すぐまたなつてまいりますから、こういうことが繰り返されればやはり健康保険の赤字問題にも響いてくるわけでありまして、いろいろなことを考えてみますと、これはもう根本的なところからやっぱり発想転換をして、こういうふうなものが少し根本的に直るような、起こらないような仕組みと申しますか、要員の配置といひますが、あるいはまた、そういうところの根本的な療法、やり方を考えていただかない限りうまくいかないと思ひますが、そういう点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤二君) 社会福祉施設に働く職員の方々が相当労働過重になつておられるというところは先生御指摘のとおりでございます。昨年の九月に労働省のほうからの指摘があつたわけでございます。私ももといたしまして、労働省の指摘を待つまでもなく、この社会福祉施設の職員が十分であるというところで、四十六年と四十七年の二カ年計画で社会局関係及び児童局関係の福祉施設の職員の増員というのを二年間である程度行なつたわけでございます。四十六年度におきましては、特に、この職員ではおとなの施設よりもやっぱり子供の施設のほうが働く職員のほうに労働が非常に過重である、御指摘のように腰痛症も相当多いというところは事実でございますので、四十六年度に社会、児童局関係は千二百九十二人の増員を行なひました。そのうち、社会局関係は四百三十五名、児童局関係は八百五十七名というぐあいに千二百九十二人の増員を行なつたわけでございます。

それから、四十七年度におきましても同様、両方合わせまして千八百九十二人ということで、約二年間にわたつて三千人以上の職員の増員を行なつたわけでございます。これでもまだ十分とは申せ

ませんけれども、問題は労働基準法にいろいろ違反している面もある、あるいは職員の間で腰痛症やその他の故障が出るという事は、要は職員が不足しておいて、そのために労働が過重になる、こういうことでございますので、職員の増員という事が問題を解決する一番のキーポイントになるかと思ひます。そういうことで、四十六年度、四十七年度にわたりまして一応三千人以上の職員の増員を行なつたわけでございますが、しかし、やっぱり労働時間その他につきまして、まだ四十八時間労働時間になっていないところもあるのと、五十四時間のところもあるわけでございますので、今後ともそういう面を勘案しながら、さらに職員の人員増という点に努力をしてみたいと思ひます。

○大橋和孝君 こういう職員の人をほんとうにしあわせ あるいは程度やしやすいように仕組むためには、私はやっぱり、しばらく養生したらなつて、また同じことを続けるのじゃなしに、人によつたらやはりそういうことの少ないような職場転換をはかるとか、もっと根本的ないろいろな働く場所、そういうところを変えていく、あるいはまたそうするために補償をする、何かそういうやり方を根本的に変えないと、いままでのやり方で少し人員をふやすとか、あるいはまた労働条件を少しよくするとかいうところへきては、もうこれも解決できないようなところへきては、もうこれいかというふうに思ひます。ですから、これもまた新しい発想のもとに、こういうところにも働いている人たちのことを、こういうところにも働いている人たちのことを、職場転換をさして、ほんとうにそのような症状を繰り返さないような根本的な職場の改善をはかっていくとか、あるいはまた、そういうことにするために、しばらくの間は身分保障をしながら、あるいはまた、そういう保障の中で、こういうことを繰り返さないような別な職場環境に転換をせしめるとか、もっといろいろあるだろうと思ひます。私、いま思ひついたことしか申し上げておりませんが、そういう意味で、ひとつ、こういう問題を徹底的に考えていただかな

いと、こういう働いている人たちの問題も、しほいにはどうにもならない状態になってくると思ひますので、この問題につきましてもひとつ考えていただきたい、このことをお願いをしておきたいと思ひます。

で、いままでどうやって話してまいりましたように、この社会福祉施設の現状は、働いている人たちの忍耐によって、しかもからだを少々こわしても、あるいはまた労働基準法に少々違反しても労働条件に相当きびしい労働条件下で、何とか形だけ維持していきけるというふうなことが続けられていて、言つても私は過言ではないと申すわけでありまして、しかも、この民間施設ほどその状況がひどいことは厚生省の方々も認めたらうと思ひます。そういう中で、私はこの公立民営方式の社会福祉事業団構想についてひとつ伺つておきたいというふうに思ひます。

「厚生行政の長期構想」におきまして、施設の整備にあつては民間社会福祉事業のバイタリティーとかあるいはまた創意にかんがみて、極力その助成を行なうこととして、そして従来、試験的に試みられてきた公立民営方式についても、私は本格的に検討してもらわなければいかぬ時期じゃないかというふうに思ひます。すなわち、公立民営式、いわゆる社会福祉事業団の方式は、昨年七月十六日の厚生省の指導通達によりまして、法的に認知され、また積極的に進める姿勢のように見られるわけでありますが、この事業団方式は、従来から福祉政策として批判もあるところである、こういうふうにも思ひますが、しかも、この結果といたしまして、自治体労働者の身分保障や、労働条件の低下をもたらすというところでは、かなり指摘もされておるようでございます。そういう中で、私は地方自治体がみずから経営する施設と、それから社会福祉事業団に委託するところの施設との区別はどういうふうになっておるのか、何といったというのが一点。

安上がりとして見られるのは、国の職員配置基準が低過ぎるということもあるし、また、職員の身分保障にも関係があるように思ふわけであります。が、民主的な運営といたしまして、理事に地方議会の代表を加える方向を考えてもいいんじゃないかというふうに思ひますが、そういうことは考えていらつしやるのかどうか。あるいはまた、職員につきまして、この地方自治体の職員に準ずるとなつておられますけれども、年金等はどういうふうなっているのか。あるいはまた、公務員ならば、地方共済、市町村の共済との差額があるように思ひますが、それはどういうふうにされるのか。まあ、短期給付、医療保険につきましては、こういう点もどうなつておるのか、いろいろこういう問題をひっさげておるようであります。そういうことに對して少ししよつと、おわかりの点を示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤威二君) 社会福祉施設を公立公営にするか、あるいは民営でやつたらいいかという問題は、私は一長一短であろうと思ひます。まあ民間のいいところは、やはりこういう施設で一生その問題に、そういう社会福祉の問題にささげよう。そういう人たちがやはり施設の中に入つて、そして、そういう施設に入つてこられた人たちのめんどろを見るという事は、これはそういった施設の中に入つてくる人たちに對しては、非常にしあわせだろつと思ひます。もちろん公務員がやつても、公務員の中にもそういう人たちはたくさんおられますけれども、しかし、まあ、県でも市町村でも、公務員の人事というものは、先生、御承知のとおり、たとえば社会福祉施設の職員に回していくという場合に、本人が非常に希望して行く場合もありましようけれども、人事の都合でそつちのほうに回されるという場合も、必ずしも少なくない。そういうしたしました場合に、やはりそういう問題に一生をささげよう、そういう問題に生きがい求めて、そこで働く場合と、人事の都合でそういうところに回されたというものでは、やはり入っている人たちに對する処遇の問題その他

にもいろいろこまかな違いが出てくるだらうと思ひます。したがつて、必ずしも民営というものについて、これはいかぬと、むしろ全部、公立、公営にすべきだという議論も成り立たないと思ひます。しかし、一方また、公立におきましては先生御指摘のように、処遇問題その他について、やはり、いまのところは、民営よりも相当恵まれておると。年金なんかの問題については相当な格差があるし、給与問題については本年度相当格差を縮めましたけれども、それでも公営の施設の職員のはうが給与面でもまだ恵まれておる、そういう点もございまして。まあ、一長一短であらうと思ひます。ただ、民営にするという場合にも、国が何もそういう問題についての財政的な負担をのがれるというのではなくて、財政面ではできるだけ国が見ていく。しかし、それに直接携わる人は、民間のそういう問題に熱意を持った人が当たつてもらうというのが一番いい方法じゃないかというところもございまして。先生、御指摘の都道府県にできております公立民営といひますか、施設整備は県なり市町村のほうでやつて、そして、運営を民間に委託するという事業団方式でございますが、これが一つの折衷案として、いま行なわれておるわけでございまして。これもいろいろ批判はあるわけでございます。ことに地方公共団体の職員団体の方からは、いろいろ批判があるというところは、私も聞いております。しかし、やはり、そういう全部公立公営にいたしますと、たとえば、定員の問題その他について、増員したいと思つてもなかなか簡単にできないという点もございまして。そういう点は、民営でやれば比較的増員というのには簡単にできるわけでございまして。そういう一長一短があるわけでございまして。まあ、この事業団方式とか、方式がたゞさんあるわけでございますけれども、私どもは相当の関心を持ってこの問題を注視しているわけでござい

ます。これはどつちに割り切れるという事はなかなかむずかしいわけでございまして、私どももいたしましては、公立のいいところとそれから民営の

うことを考えると、非常に私はこういうふうなことが奉仕精神が先に立って、そういうことを先行さしていくと、これまた非常にたいへんなことになるわけでありますから、奉仕精神は十分受け入れて、そういう気持ちには精神的にやつてもらわなければならぬけれども、やはり、その裏のほうでは、もう少し、こういうものにイージーに流れるわけじゃなくて、ひとつ歯どめをして十分な対策を練っていただかないと、同時に考えていただかないと、こういうせっかくの方式がうまくいかないのじゃないかというふうなことを考えて、いま申し上げたわけであります。特に、この

も、やはりこれは現在の職員基準は利用者とか労働者を守るに妥当な基準でやってもらわなければならない、こういうふうに思うのであります。こういう例も実際から見てみますと、相当よくない例も出てくるわけであります。あるいはまた、六カ月以内に施設の種別に現在の職員基準で守れているかどうか、ずっと期間を見て通算してもらいますと、その場合に、やはり内容等の公開なんか非も含めた調査をするならば、そうでないものが非常にたくさんあるのではないか、こういうようなこともいま取りざたされているわけであります、このことが今後の福祉を進めるためのやはり

○大橋和孝君 時間がございませんので、私こま
かしいやつは別にいろいろありますけれども、き
ようは非常に時間的からも大まかな点について話
を五点ばかり申し上げたわけでございますが、こ
ういうところを考えてもらって、私は、きよう特
に、大臣にお願いしたいのは、やはりいままでの
状態で改善をしていこうということではとてもな
かなかたいへんだから、ひとつ発想転換をして、
お金は少々かかりますけれども、いまの時期
にひとつ大きくクローズアップして、福祉の方面
にどう対処していくかという根本原則を出してい
ただいて、これまでの方向を一本引っくり返し
て、急速に何とかこれを来年度は特に、年金の方

会しておるわけでございますから、いまおっしゃいましたいろいろな社会福祉施設その他にいたしまして、いままでのあり方を一べん振り返つてみて、それでこれで社会福祉国家としての施設としていいかどうかということを一べん考え直して、そうして、その新しい考え方のもとに、これから発足をし、実施をしていくという考え方はききわめて適切な御指摘だと、かように考えます。お示しになられました数点につきましても、未来の福祉施設への基本的な考え方といたしまして、ひとつ関係部局においてもそれぞれ考え直してまいりるように指導いたしてまいりたい、かように考えます。また、私自身も考えてまいりたいと、かよ

うに存じます。

○委員長(中村英男君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(中村英男君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これにより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大橋和孝君 軍人とか、軍属、準軍属、公務員については、国家補償の立場から援護措置がなされております。その根拠とされるのは、国との関係に特別の契約関係があったこと、あるいはその結果、本人の自由意思による行動をとることができなかったことにあるのだからと思うのであります。で、原爆が落とされた当時の被爆者についてみましますと、かつてに市の地域を離れることが許されてなかった。また一発の原爆投下によって、一瞬にして全市域が壊滅したということは戦地と同じに見て差しつかえない事情にあったということが言えると思うのであります。こういうことをかみ合せてみましますと、国家の補償の立場をとる根拠が整っている、こう考えるわけでありま。政府は、原爆被爆者に対しては国家の補償的な援護措置をとることについて、一般の戦争犠牲者との均衡をとおしているようでありま。けれども、全地域が戦地と同一の状況となったという事情はほかにはないのであります。また、国民感情も、この原爆被爆者に対しては特別の同情を持ってゐるのもそのためだろうと思うのであります。この際、この国家補償の見地に立った援護法に踏み切つてよいではないかというふうに思ひますけれども、厚生大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

たか、あるいは悲慘であつたかということを基準にいままでいたしておられませんか、これは非常に困難なことだと思ひます。原爆の被害は非常に多くて、そして、しかも個人個人にとつても長く影響がある被害であるというわけでございますが、それなら焼夷弾を受けた被害、あるいは爆弾を受けた被害、これには、まあ、それは後遺症を負う人もあるであらうし、いろいろありましようが、比べますと、問題にならぬような被害を原爆のほうが受けているに違ひないのであります。その区別をどうするかというので、いままで、原爆だけは国家補償というふうに、よう踏み切れないでいたわけでございますが、原爆被爆者に対する援護措置法の法律を出しましたときにも、おそらく最初の問題として、これが一番の問題で論じられたのであらうと、かように考えます。私、厚生省担当いたしましたから、たびたび御質問は伺つておりますし、私もいろいろとあれやこれや考えてみましたが、ここでひとつ、いままでの補償、援護のあり方を国家補償に切りかえるかというところに踏み切るのには、どうしてもちょっと踏み切れないものが残つておるわけでありま。御意見の次第ももつとも思ひますけれども、この点はいままでのように、まあ、身分的に戦時業務に従事したという者と、そうでない者との区別によって、国家補償かそうでないかという区別をつける以外にはないのではないであらうかと、さようにいままで考えているわけでありま。

○大橋和孝君 いまのお話をちょっとお聞きしますと、なるほど戦地へ行った人は、命令によってそつちへ行かれた、何かその点踏み切れないところがある、こうおっしゃるわけでありま。いま、私ちょっとここで指摘いたしましたように、特別な国との間にもあれがあり、軍人軍属なんかの立場と実際にそんなに変わっていないんじゃないか。私、いままでも議論されたけれども、なおもう一つそれに踏み切つてもらつていないのが、どうしてもよくわからないのです。もう一つ、こういう時期になつてきて、いまその差別をつけるべきではないかというのを申ししたように、二、三点をあげたわけでありま。そういう点から考えると、私はいまさら、こういう時期になつてきてから、やはりこの差別を置かないで、ぜひとも同じようなぐあいに国家補償の見地に立つて、やっぱり援護法に踏み切つてもらおうと、戦没の遺族だとか、あるいはまた、その同じような形に私は、こちらで考えてもらいたいというふうな思ひわけです。一体、そう踏み切れない理由というのはいかに思ひつけられ、どこが踏み切れないのですか。

○国務大臣(斎藤昇君) やはり一般国民の戦争被害というものと、それから戦争の業務に、というのとはおかしいですが、戦争をやるための要員として業務に従事させられていたという者との区別であらうと、かように考えております。臨戦地帯になつた場合にどうなるだらうかという問題がもう一つあるわけでありま。いままで本土は臨戦地帯になつてはおりませんでした。しかし、原爆やあるいは焼夷弾でやられた、艦砲射撃でやられた、あるいは爆弾でやられたというふうな、臨戦地帯に近いわけでありま。まあ、まあ、臨戦地帯ではない。沖縄は復帰いたしました。私は考えますのに、沖縄はだいたい臨戦地帯になつてゐる。そこで、その被害を受けられた人をどうするかという問題で、いままで聞くとこよりましますと、大部分は戦争従事者という形にして援護をいたしておるようでありま。それがはたしてほんとうに十分であつたのかどうか。場合によつたら再検討しなければならぬんじゃないかという私は感じをいたしております。まあ、そこらと、日本の国内における戦争状態の際の国民の受けた被害というものをどう区別するか、ここに問題があるんじゃないだらうかと、かように考えま。

○大橋和孝君 この原爆の被爆者なんかを考えてみますと、あの広島地区は、もう実際、その一人一人を考えてみると、私は、やっぱり、戦地に行つてゐる人と同じようなぐあいにそれをのりけることもできなかったし、あるいはまた、それには防空壕なりあるいは何なりの地域をあれするための任務を持ってやつていた人がほとんどすべてです。隣組にしろ何にしろやつてゐるわけで、特に、ああいうような大きな原子爆弾が落とされて被害を受けたような場合には、私はほんとうに戦争の中へ行つて戦地でやつてゐるのとちつとも変わらぬような状態で、非常に大きな被害を受けて死に、あるいはその遺族として残されたというふうな形で、その非常に障害をあとに残してゐるというわけでありま。それから、原爆死没者に対する埋葬料の支給だとか、あるいはまた遺族に対する補償措置なんかにつきましても、私は、戦没者に関する援護に準じた措置を当然行なわれるべきだ。そんなに、国民に対して臨戦地帯があつたかにかつたとかいつても、同じような状況がいまから考えてみればあるんじゃないか。もう少し、いまの時代には考え方、解釈のしかたを拡大すれば、もうほんのちつと一線を変えれば同じところになる。ただほんの紙一重のところには何かこたつて、よけいにこたつてゐるというふうな感じが、さういふ私には持つてゐるわけでありま。そういう意味でもう少しこの原爆の死没者なんかに対する埋葬料だとかあるいは遺族に対する補償の措置とか、これは戦没者並みにしてはどうですか。ひとつ踏み切つてもらへませんか。

○国務大臣(斎藤昇君) 確かに法体系は違つても手当は厚くしたらうと、それには私は賛成でございます。私、ちょうどその当時防空本部の総務局長をいたしておりました。そして、直後広島も長崎もすぐ視察に参りまして、その状態は今日でもまださう存じております。また、江東方面の焼夷弾で一斉に焼かれて、そこでずいぶんなうなれた人、あるいはけがをした人、やけどをした人、その状況も私は、よく存じております。これらを見ますと、何とかならぬものだらうかという感じを私自身も持つものであります。その当

時、私自身は被害は受けませんでしたけれども、直後の様子に十分承知をいたしておりますので、そういった方に対する手当だけは、法体系は違っても厚くすべきではないだろうかというので、原爆の被害にかかられた方の特別措置は、他の措置よりも手厚くなっておりますので、これで十分というわけにはまいらぬと思いますが、逐次手当を今日まで厚くしてきているというのが現状でございます。

○大橋和孝君　たとえば旧防空法によって防空の監視や救護医療の任務に従事中に被爆して死亡した人たちの遺族に對しましては、特別に優先的な考慮をすべきであるのに、防空監視だけが遺族援護法の中に取り込まれたにすぎぬだけで終わってしまっている。また、警防員や医療従事者については、七万円ぐらいの見舞い金を支給されたにとどまっている。こういうような被爆者に対する援護を、さらにやっぱり強化すべきじゃないかというふうにも思っているわけですが、いま大臣がお話になりましたように、こういうような差があつちやよくないのじゃないですかというのが、私の根本の考えでございます。ですから、ひとつ、こういう時期になつてこの援護法も出されてくるわけでありまして、もう、ここらでひとつ何とか、そういうことのないようにしてもらいたいと思つたのですが、どうでございますか。

○国務大臣(斎藤昇君)　ほとんど毎年、原爆の特別措置法の改正をいたし、手当を厚くいたしております。そのたびに、いまおっしゃる御意見も伺つておるわけです。防空の監視所員と、その他の警防員との違い、その他の勤務の状況等が違ふからということで今日までなつておるわけでございますが、おっしゃいますように、できるだけ手当は国家補償に近づかうような手当に持っていきたいと、かように今後も努力いたしてまいりたいと存じます。

○委員長(中村英男君)　他に御発言もなければ、本案に對する本日の審査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十八日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

附則

(小字及び一は衆議院修正の部分)

施行期日

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定、第五條中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定、第六條の規定並びに附則第四条〇の規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条、第二条の二、第二条の三第一項及び第三条の規定並びに附則第五条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「二万円」とあるのは「一万八千三百円」と、「二万六千円」とあるのは「一万八千七百三十円」とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十七年四月以降の分として支払われた遺族手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第

十八条第二項の規定による遺族手当の内払とみなす。

(戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法による特別弔慰金でこの法律の公布の日

昭和四十七年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者についてこの法律による改正前の戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の同法の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、この法律による改正後の同法による特別弔慰金は支給しない。

3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け得ることができるときに交付する同法第五條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、緊急雇用安定臨時措置法案(衆)

緊急雇用安定臨時措置法案

緊急雇用安定臨時措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定業種の指定(第三条)

第三章 雇用の安定のための措置(第四条・第十九条)

第四章 緊急雇用安定委員会(第二十条・第二十九条)

第五章 雑則(第三十条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、対米繊維輸出規制、基準外国為替相場の変更等産業及び経済に関する国の施策の転換その他の経済的諸条件の著しい変化に伴い、特定の業種の事業活動に著しい支障を生じたこと等により多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある現状にかんがみ、これらの者に対し就職指導の実施、再就職に関する援護その他特別の措置を講ずることにより、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定業種」とは、次条の規定により指定された業種をいう。

2 この法律において「特定業種失業者」とは、特定業種に属する事業を行ない、又は当該事業の事業主に雇用されていた者であつて、次の各号に掲げる特定業種ごとに当該各号に掲げる日以後やむなく失業するに至つたものをいう。

一 次条第一項第一号に掲げる業種に係る特定業種 昭和四十六年三月八日

二 次条第一項第二号に掲げる業種に係る特定業種 昭和四十六年八月十六日

三 次条第一項第三号又は第四号に掲げる業種に係る特定業種 当該特定業種ごとに労働大臣が定める日

3 この法律において「特定地域」とは、特定業種失業者が多数発生し、その就職が著しく困難である地域として、労働大臣が指定する地域をいう。

第二章 特定業種の指定

(特定業種の指定)

第三条 労働大臣は、次の各号の一に該当する業種又は当該業種と密接な関連を有する業種であつて、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがあるものを特定業種として指定することができる。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の毛製品及び人造繊維製品の貿易に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の実施等に

二 本邦における基準外国為替相場の変更に伴い、その業種に属する事業の目的物たる物品又はこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、当該業種の事業活動に支障を生じていると認められる業種

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四条の三第二項又は第三項の認可を受けて共同行為その他これに準ずるものとして政令で定める共同行為により事業活動が制限された業種

四 前各号に掲げるもののほか、産業及び経済に関する国の施策の転換等に伴い、その業種の事業活動に支障を生じていると認められる業種

2 前項の規定による指定は、告示によつて行なう。

第三章 雇用の安定のための措置

（大量解雇の届出）

第四条 特定業種に属する事業の事業主は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める数以上の労働者を解雇しようとするときは、あらかじめ、その解雇しようとする人員、時期及び事由その他労働省令で定める事項を労働大臣に届け出なければならない。

（事業主に対する助言及び勧告）

第五条 労働大臣は、前条の届出があつた場合において必要があると認めるときは、当該事業主に対し、届出に係る解雇人員の減少又は解雇しようとする者に対する再就職のあつせん若しくは再就職のための便宜の供与等に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（事業主の責務）

第六条 特定業種に属する事業の事業主は、その雇用する労働者であつて離職を余儀なくされるものに対し、離職後すみやかに再就職することができるようするため、離職前に職業訓練を

受ける機会の供与、求人の開拓、再就職のあつせんその他再就職の援助に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（雇用安定計画の作成等）

第七条 労働大臣は、特定業種失業者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、特定地域に居住する特定業種失業者の就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（特定地域における公共事業への就労）

第八条 労働大臣は、特定地域における特定業種失業者の就職の状況からみて必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業（国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。）について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特定業種失業者の数の比率（以下「吸収率」という。）を定めることができる。

2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を実施する者を含む。次項において同じ。）は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の特定業種失業者を雇い入れていなければならない。

3 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の特定業種失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている公共事業への特定業種失業者の吸収に

関し必要な事項は、労働省令で定める。

（転業等のための資金の確保等）

第九条 国及び地方公共団体は、特定業種に属する事業を行なう事業者で転業を余儀なくされるもの又は特定業種失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（特定業種失業者求職手帳の発給）

第十条 公共職業安定所長は、特定業種失業者であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、特定業種失業者手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一 当該失業するに至つた日まで一年以上引き続き特定業種に属する事業を行ない、又は当該事業の事業主に雇用されていたこと。
二 労働の意思及び能力を有すること。
三 当該失業するに至つた日以後新たに安定した職業についたことのないこと。
四 当該申請前に手帳の発給を受けたことのないこと。

2 前項の申請は、当該失業するに至つた日（その日がこの法律の施行の前日であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三月以内になければならない。ただし、天災その他申請しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して三月以内にしなければならない。

第十一条 公共職業安定所長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

二 前条第一項の規定により手帳の発給を受けた後において、新たに安定した職業についたことによりその手帳が第十三条第二項の規定により効力を失つた者であつて、当該職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに失業するに至り、かつ、その失業するに至つた日が前条第一項第一号の当該失業するに至つた日（その日がこの法律の施行の前日であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年以内にあるもの

（手帳の発給の制限）

第十二条 次の各号に掲げる者は、前二条の規定にかかわらず、手帳の発給を受けることができない。

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けている者又は認定を受けることができる者
二 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第八条、第九号又は第九号の二の規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者又は受けることができる者
三 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第四十一条の規定により沖繩失業者求職手帳の発給を受けている者又は受けることができる者

第十三条 手帳は、当該手帳の発給を受けた者に係る第十三条第一項第一号の当該失業するに至つた日（その日がこの法律の施行の前日であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年を経過したときは、その効力を失う。

2 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなったとき。

二 新たに安定した職業についたとき。

三 正当な理由がなく、第十五条第一項の就職指導を再度受けず、同条第二項の規定による指示に再度従わず、又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを再度拒んだとき。

四 偽りその他不正の行為により、就職促進手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(省令への委任)

第十四条 前四条に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第十五条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設を行なう職業訓練を受けることその他の者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

(就職促進手当の支給)

第十六条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、政令で定める額の就職促進手当を支給する。

(就職促進指導官)

第十七条 第十五条第一項の就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)(第九条の二第二項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

(雇用促進事業団による援護業務)

第十八条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、特定業種失業者の再就職を促進し、その生活の安定を図るため、次の業務

を行なう。

一 職業訓練(手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。)を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため宿舎の貸与その他宿舎の確保に関し必要な援助を行なうこと。

五 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

六 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

七 特定業種失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

八 特定業種失業者に対して再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、特定業種失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

2 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第三号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七條第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三

条及び第三十九條の規定の適用については、同法第十九條の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七條第一項(同法第十九條の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九條に規定する業務とみなす。

(雇用促進事業団が支給する給付金の額の決定基準)

第十九条 前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の額は、政令で定める基準に従い定めなければならない。

第四章 緊急雇用安定委員会(設置)

第二十条 労働省に、緊急雇用安定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十一条 委員会は、次の各号に掲げる事項に關して、審議し、労働大臣に意見を述べ、及び労働大臣の諮問に答申する。

一 特定業種の指定に關すること。

二 特定地域の指定に關すること。

三 特定業種失業者の雇用安定計画の大綱に關すること。

四 特定地域における公共事業に係る吸収率の決定に關すること。

五 就職促進手当の額及び雇用促進事業団が支給する給付金の額の基準に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、特定業種失業者の雇用の安定に關する重要事項に關すること。

(意見等の尊重)

第二十二条 労働大臣は、委員会から前条の規定

による意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(資料提出の要求等)

第二十三条 委員会は、その所掌事務を行なうために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第二十四条 委員会は、労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。及び公益を代表する者(以下「公益委員」という。))各五人をもつて組織する。

(委員の任命)

第二十五条 労働者委員は、労働組合が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は、使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

(委員長)

第二十六条 委員長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十七条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長並びに労働者委員、使用者委員及び公益委員各二人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(庶務)

第二十八條 委員会の庶務は、労働省職業安定局において処理する。

(政令への委任)

第二十九條 この章に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(譲渡等の禁止)

第三十條 第十六條の就職促進手当又は第十八條第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第三十一條 租税その他の公課は、第十六條の就職促進手当、第十八條第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自営支度金(同項第十号の規定に基づいて再就職する特定業種失業者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。)を標準として、課することができない。

(中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法の適用除外)

第三十二條 中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び附則第四項中緊急雇用安定委員会に係る労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律は、前項の政令で定める日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

3 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該給付金を受けた手帳	第十三条から第十七条まで 第十九条及び第三十條から第三十二條まで
この法律の失効前に開始された第十八条第一項に規定する雇用促進事業団の業務(当該業務が終了するまでの間に行為されるものに限る。)	第十八条及び第十九條

(労働省設置法の一部改正)

4 労働省設置法の一部を次のように改正する。
第四條第十三号の三中「又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)」を「沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)又は緊急雇用安定臨時措置法(昭和四十七年法律第 号)」に改め、同條第三十八号の五の次に次の二号を加える。
三十八の六 緊急雇用安定臨時措置法に基づいて、特定業種を指定すること。
三十八の七 緊急雇用安定臨時措置法に基づいて、特定業種失業者の雇用の促進し、その職業の安定を図るため必要な措置に關する計画を作成すること。

第十條第一項第三号の三の次に次の一号を加える。
三の四 緊急雇用安定臨時措置法の規定に基づいて行なう特定業種の指定に關すること。

第十條第一項第八号中「及び沖繩振興開発特別措置法(第六章(職業訓練に關する部分を除く。))の規定に限る。」を「沖繩振興開発特別措置法(第六章(職業訓練に關する部分を除く。))の規定に限る。」及び緊急雇用安定臨時措置法(職業訓練に關する部分を除く。))に改め、同條第二項中「及び沖繩振興開発特別措置法第三十九條の規定に限る。」を「沖繩振興開発特別措置法(第三十九條の規定に限る。))及び緊急雇用

安定臨時措置法(第八條の規定に限る。))に改める。

第十三條第一項の表中駐留軍関係離職者対策審議會の項の次に次のように加える。

緊急雇用安定委員会

第十八條第一項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(これに基づく命令を含む。))」を「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(これに基づく命令を含む。))及び緊急雇用安定臨時措置法(これに基づく命令を含む。))」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の五の次に次の一号を加える。
二十の六 緊急雇用安定臨時措置法(昭和四十七年法律第 号)

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約二百二十億円の見込みである。

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、難病患者等の医療及び生活安定対策に關する請願(第一三八一號)(第一四〇二號)
一、健康保険法の「改正」案反対に關する請願(第一三八二號)
一、「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に關する請願(第一三八七號)(第一三八八號)(第一四一二號)
一、ガダルカナル島及びセントジョージ島における旧日本兵の遺骨収集等に關する請願(第一四〇六號)(第一四三三號)
一、老齡年金制度の賦課方式への切替に關する請願(第一四一六號)
一、看護職員の育児休暇制度制定に關する請願(第一四三三號)

一、保険診療経理士法制定に關する請願(第一四六七號)

第一三八一號 昭和四十七年四月七日受理
難病患者等の医療及び生活安定対策に關する請願(八通)

請願者 福島県相馬市栗津寺前一〇四
大野好外千二百六名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第一三七〇号と同じである。

第一四〇二號 昭和四十七年四月十日受理
難病患者等の医療及び生活安定対策に關する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷一ノ三ノ五 辻川寿之外千九百五十三名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三七〇号と同じである。

第一三八二號 昭和四十七年四月七日受理
健康保険法の「改正」案反対に關する請願(八通)

請願者 新潟県中魚沼郡津南町立津南病院内 中島由太郎外九十八名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一二七一号と同じである。

第一三八七號 昭和四十七年四月七日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に關する請願

請願者 神戸市生田区下山手通六ノ三九ノ一 四兵庫農薬商協内 古田耕作

紹介議員 金井 元彦君

昭和四十六年十二月二十七日の「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号を撤回されたい。

理由は、第七四九号と同じである。

第一三八八號 昭和四十七年四月七日受理

「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に関する請願

請願者

神戸市生田区下山手通六ノ三九ノ一四兵庫県医薬品小売商業組合理

事長 土岐安蔵

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一四二二号 昭和四十七年四月十一日受理

「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤回に関する請願(二通)

請願者

埼玉県川口市青木町四ノ一〇五
山岸清作外六十七名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一四〇六号 昭和四十七年四月十一日受理

ガダルカナル島及びセントジョージ島における旧日本兵の遺骨収集等に関する請願

請願者

福岡市平和二ノ一ノ八 名村巨人
外四百八十一名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四三五号 昭和四十七年四月十二日受理

ガダルカナル島及びセントジョージ島における旧日本兵の遺骨収集等に関する請願

請願者

福岡市薬院二ノ七ノ三〇 堺慎蔵
外四百八十三名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一六号 昭和四十七年四月十二日受理

老齢年金制度の賦課方式への切替えに関する請願

請願者

岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

る老齢年金制度を積立て方式から賦課方式に切り替え、給付内容の大幅な向上改善をはかられた

い。

第一四三三号 昭和四十七年四月十二日受理

看護職員の育児休暇制度制定に関する請願(五通)

請願者

東京都文京区湯島一ノ五ノ四五東
京医科歯科大学内 豊田イネ外四

名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一四六七号 昭和四十七年四月十三日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者

宮崎市吉村町岡公甲一、七八九ノ
一〇 治田孝三郎外十六名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

昭和四十七年五月十五日印刷

昭和四十七年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局